

多面的機能支払交付金の 活動実務必携

- ・秋田県要綱基本方針
- ・あらかし
- ・県統一事項
- ・留意点
- ・円滑な組織運営のためのポイント
- ・安全管理の徹底

【別冊】

- ・活動の手引き（活動組織用）
- ・活動の手引き（広域活動組織用）

令和元年8月

秋田県農林水産部農山村振興課
秋田県多面的機能支援協議会

はじめに

農業・農村地域は、「国土保全、水源の涵養、自然環境の保全、農村文化の伝承」などの多面的機能を有しており、その利益を多くの県民が享受しております。

秋田県では、これらの機能を持続的に維持、発揮するため、「多面的機能支払の実施に関する基本方針」を定め、農村生産活動の継続や、地域住民の相互連携による、農村環境保全活動の推進を図ることとしており、平成30年度には1,077の活動組織が取り組んでおります。

この「活動実務必携」は、現在取り組んでいる活動組織、又、これから取り組む活動組織の皆さんが、手元に置き、役員会や総会等で活用して頂くために秋田県の基本方針を要約したものです。

内容は①秋田県の基本方針②関係機関の役割③農地維持活動の要件④資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）の要件⑤施設の長寿命化のための活動指針を具体的に解説しております。又、県の統一事項、日々の活動における活動にあたっての注意事項等を掲載しました。

今回、活動組織、広域活動組織向けの「多面的機能支払交付金の活動の手引き」も配布しておりますので、併せてご活用ください。

【 目 次 】

秋田県 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)	
1. 取組の推進に関する基本的考え方	P 1
2. 農地維持支払交付金に関する事項	P 1
3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項	P 3
4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項	P 5
5. 広域協定の規模	P 7
6. 地域の推進体制	P 7
関係団体の役割分担表	P 10
実施体制図	P 10
(別紙1)要約版 地域活動指針及び同指針に基づく要件(農地維持活動)	P 11
(別紙2)要約版 地域活動指針及び同指針に基づく要件(資源向上(共同活動))	P 14
(別紙3)要約版 地域活動指針及び同指針に基づく要件(資源向上(長寿命化))	P 23
多面的機能支払交付金のあらまし	P 25
『多面的機能支払交付金』における県統一事項について	P 39
農地維持支払・資源向上支払(共同活動)の留意点について	
1. 活動のポイント	P 41
2. 経理事務のポイント	P 42
3. 多面的機能支払の活動に当たっての注意事項等	P 43
円滑な組織運営のためのポイント	P 48
安全管理の徹底について	P 54

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1. 取組の推進に関する基本的考え方

秋田県では、「秋田県農林水産業・農山漁村振興基本計画【第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン】(平成30年3月策定)」において、農山村地域は食料供給の場のみならず、生産活動を通じて国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、美しい景観の形成、伝統文化の継承等様々な多面的機能を有していることから、これらを持続的に発揮させるため、農業生産活動の継続や地域住民の協働による農地・農業用施設の維持・保全活動等を推進することとしている。

このようなことから、本県では農地・農業用施設の地域資源の保全活動を行う多面的機能支払交付金を活用し、農業者をはじめ、関係団体、行政、地域住民がそれぞれの役割分担と相互連携・協働の下に本事業の推進を図ることとする。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎として、地域の実態を踏まえた活動指針とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

- a. 点検・計画策定については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。
- b. 実践活動については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。
ただし、下線部の活動は、点検結果に基づいて実施の必要性を判断する。
- c. 研修については、活動期間中に1回以上実施する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動を1以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

区 分	取組の追加
活動項目	実践活動
対象施設等	農用地
取 組	<u>101.</u> 融雪排水促進のための溝きり <u>102.</u> 融雪剤の散布 <u>103.</u> 野ソ駆除 <u>104.</u> 大雪被害による樹園地等の除排雪作業
取組内容	<u>101.</u> 水田からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破碎を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の浸食を抑制して形状確保を行うこと。 <u>102.</u> ほ場等での急激な融雪による法面等の浸食を抑制して形状確保するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪剤の散布を行

	うこと。 103. 野ネズミによって発生する畦畔等の穴を防止するために、野ネズミを駆除し畦畔等の適切な維持管理を図ること。 104. 樹園地等での大雪による農業用ハウス等の施設の倒壊を防止するために、積雪時に除排雪作業を行うこと。
活動要件	—

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動
なし

- ④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）
秋田県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

秋田県の農地維持支払交付金の交付単価については、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第6の2により、国が定める基本単価と同額とする。

ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

また、要件を満たした場合は、当該活動期間中に限り加算できる交付単価（以下、加算単価）を設定する。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
新規・継続地区	田	3,000 円	1,500 円
	畑	2,000 円	1,000 円

③ 農地維持支払交付金の加算単価

事業計画に定める活動期間中に、対象組織において新たに小規模集落（農村振興局長が別に定める基準を満たす集落）が保全管理する区域の農用地を対象農用地とした場合又は事業計画に定める実施期間終了年度が平成29年度であって、平成30年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において、新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価（以下「小規模集落支援」という）は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

ただし、1小規模集落あたりの交付額は、20万円（うち国の助成10万円）／年を上限とし、1対象組織あたりの交付額は、40万円（うち国の助成20万円）／年を上限とする。

適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
小規模集落支援	田	1,000 円	500 円
	畑	600 円	300 円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

対象農用地は農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するものの他、下記に示す農用地を対象とする。

- ① 農地の有する緑地機能、環境機能に着目して適正な保全が図られる生産緑地法に基づく生産緑地
- ② 地方公共団体との契約、条例等により多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地
- ③ 水田の洪水貯留機能の向上による洪水被害防止等、多面的機能の発揮を図るための取組を農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(4) その他必要な事項

なし

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎として、地域の実態を踏まえた活動指針とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

- a. 機能診断・計画策定については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。
- b. 実践活動については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。ただし、実施に当たっては、機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する。
- c. 研修については、活動期間中に1回以上実施する。

イ. 農村環境保全活動

テーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を毎年度1以上実施する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

任意で取組内容を定めた上で、毎年度実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

区 分	取組の追加
活動項目	実践活動
対象施設等	農用地
取 組	105. 暗渠施設の補修 106. 田面排水柵の補修及び設置等
取組内容	105. 水田からの漏水防止を図るため、暗渠施設の補修を行うこと。 106. 田面排水柵の補修及び設置等を行い、排水路溝畔の崩壊防止、農用地法面の補強等を行うこと。
活動要件	—

イ. 農村環境保全活動

なし

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

なし

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）

秋田県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

秋田県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価については、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、継続地区（共同活動又は資源向上活動（共同活動）を5年間以上実施した地区）と新規地区（旧農地・水保全管理支払交付金において平成24年度以降に採択された地区を含む）で交付単価を設定する。また、新規地区、継続地区に関わらず要件を満たした場合は、当該活動期間中に限り加算できる交付単価（以下、加算単価）を設定する。単価の設定に当たっては、多面的機能支払交付金実施要綱別紙2第6の2により、国が定める基本単価、加算単価と同額とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
新規地区	田	2,400 円	1,200 円
	畑	1,440 円	720 円
継続地区	田	1,800 円	900 円
	畑	1,080 円	540 円

※多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、上記交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

③ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の加算単価

ア. 多面的機能の増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に取組数を1以上追加する場合、又は、新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない活動組織が、事業計画に定める活動期間中に多面的機能の増進を図る活動に2取組以上取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価（以下「増進に向けた支援」という）は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

イ. 農村協働力の深化に向けた活動への支援

アの増進に向けた支援を受ける対象組織であって、構成員のうち、農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する構成員の個人及び団体を構成する者の合計のうち、8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価（以下「農村協働力支援」という）は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの加算単価	左記のうち国の助成
ア. 多面的機能の増進に向けた活動への支援	田	400 円	200 円
	畑	240 円	120 円
イ. 農村協働力の深化に向けた活動への支援	田	400 円	200 円
	畑	240 円	120 円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

対象農用地は農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するものの他、下記に示す農用地を対象とする。

- ① 農地の有する緑地機能、環境機能に着目して適正な保全が図られる生産緑地法に基づく生産緑地
- ② 地方公共団体との契約、条例等により多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地
- ③ 水田の洪水貯留機能の向上による洪水被害防止等、多面的機能の発揮を図るための取組を農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(4) その他必要な事項

なし

4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 基本的考え方

集落が管理する農地周りの水路、農道、ため池を対象施設とし、これらの長寿命化のための補修または更新を対象活動とする。

また、工事1件当たりの費用は、原則として200万円未満とする。

工事1件当たり200万円以上の工事を実施する場合は、長寿命化整備計画を策定し、秋田県との協議を経た上で、市町村が認定を行う。

② 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

なし

③ 地域活動指針及び同指針に基づく要件（別紙3）

秋田県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

対象農用地は農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するものの他、下記に示す農用地を対象とする。

- ① 農地の有する緑地機能、環境機能に着目して適正な保全が図られる生産緑地法に基づく生産緑地
- ② 地方公共団体との契約、条例等により多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られ

ている農用地

- ③ 水田の洪水貯留機能の向上による洪水被害防止等、多面的機能の発揮を図るための取組を農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(3) 長寿命化整備計画の策定

長寿命化整備計画書は、以下に示すやむを得ない事情があり、工事1件当たり200万円以上の工事を実施する場合は、秋田県との協議を経た上で、その内容が適当と認められる場合、市町村が認定する。

- ① 当初活動計画において、工事1件当たりの費用が200万円未満であったが、現地の状況により、工事途中で200万円以上となることが明らかな場合
- ② 継続組織において、平成30年度以前より、交付金を計画的に積み立てて、既に活動計画の内容を決定済みであるなどの特別な事情がある場合

このことについての留意点は以下のとおりとする。

- ア. (3)の①について、実施施設の維持管理上、緊急性が求められると判断される場合に限るものとする
- イ. (3)の②について、計画的に交付金を積み立ててきたことを証明する書類（総会資料等）を準備すること
- ウ. (3)の②について、原則として平成31年度までとし、令和2年度以降は認めないものとする

(4) 技術的指導

秋田県は、長寿命化整備計画書の策定時に、活動組織及び広域活動組織に対し、以下のとおり、機能診断結果を踏まえた工法の選定の適否等の助言（技術的指導）を行う。

- ① 現場条件
現場条件に適した工法となっているか。
- ② 設計条件
断面・構造（水利・構造計算等）の検討がなされているか。
- ③ 経済性
総合的経済比較か。（維持管理費等も考慮されているか）

秋田県は、工事完了時に長寿命化整備計画書に基づいて適正な施工となっているか完成確認を行うこと。

技術的指導における関係団体の役割について、技術的指導を行う上での最終確認者を秋田県とする。

しかしながら、活動組織及び広域活動組織が実施する施設の長寿命化のための活動に即応した効果的な指導を可能とするため、初動的な指導は、市町村が実施するものとする。その際、秋田県と市町村は、指導内容を確認し合い、必要に応じて、推進組織の助言を得ながら、技術的指導を行うものとする。

(5) その他必要な事項

対象地域は、今後5年以内に「ほ場整備関連事業等（施設の補修・更新を伴う）」が予定されていない地域とする。

5. 広域協定の規模

事業計画の対象とする区域が、昭和 25 年 2 月 1 日時点の市区町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が、200 ヘクタール以上を有するものとする。

また、組織の広域化・体制強化に対する支援として当該活動期間中に限り交付できる額は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

適用	1 組織当たりの交付額 (年/組織)	左記のうち国の助成 (年/組織)
200ha 以上 1,000ha 未満又は 特定非営利活動法人	8 万円	4 万円
1,000ha 以上	16 万円	8 万円

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本対策を効果的に推進するためには、秋田県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により実施することが必要であり、地域毎の多様な特性を踏まえ、秋田県、市町村、農業者団体等から構成する推進組織を設置し、地域の推進体制に位置づけることとする。

(2) 関係団体の役割分担

① 秋田県

ア. 法基本方針の策定

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下、法という。）」に基づく法基本方針を策定する。

イ. 第三者機関の設置、運営

本交付金の実行状況の点検、取組の評価等を行うため、第三者委員会を設置、運営する。

ウ. 要綱基本方針の策定

多面的機能支払交付金の実施に関する要綱基本方針を策定する。

エ. 推進・指導

a. 対象組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、多面的機能支払交付金の実施に必要な事項について周知徹底を図る。

b. 対象組織に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置付けられた活動等の適切な実施を図る。

c. 多面的機能支払交付金の普及・推進を図るため地域の実情に応じた「手引き」を作成し、本交付金による取組の意義等について普及啓発に努める。

d. 対象組織の事務手続の支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織の特定非営利法人化等に対して支援を行う。

オ. 交付・申請事務

市町村長から提出された申請書等の審査を行い、市町村長に対し、多面的機能支払交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。

カ. その他推進事業の実施に必要な事項

県、市町村の担当者を対象とした担当者会議や対象組織の代表者等を対象としたフォーラム等の開催を通じて啓発普及に努める。

② 市町村

ア. 法に基づく促進計画の策定

法に基づく促進計画を策定する。

イ. 事業計画の認定

対象組織の作成する事業計画を審査し、事業計画を認定する。また、審査を行うにあたり、対象組織に対し指導を行う。

ウ. 広域協定の認定

広域活動組織の作成する協定を審査し、広域協定を認定する。また、審査を行うにあたり、広域活動組織に対し指導を行う。

エ. 確認事務

毎年度、多面的機能支払交付金の交付対象となる対象組織の活動の実施状況を確認し、県知事に報告する。

オ. 推進・指導

- a. 対象組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、多面的機能支払交付金の実施に必要な事項について周知徹底を図る。
- b. 対象組織に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置付けられた活動等の適切な実施を図る。
- c. 対象組織の事務手続の支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織の特定非営利法人化等^等に対して支援を行う。

カ. 交付・申請事務

対象組織から提出された申請書等の審査を行い、対象組織の代表者に対し、多面的機能支払交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。

キ. その他推進事業の実施に必要な事項

対象組織の代表者等を対象としたフォーラム等の開催を通じて啓発普及に努める。

③ 推進組織

ア. 事業計画の審査、指導

対象組織の作成する事業計画を審査するとともに、審査を行うにあたり、対象組織に対し指導を行う。

イ. 広域協定の審査、指導

広域活動組織の作成する協定を審査するとともに、審査を行うにあたり、広域活動組織に対し指導を行う。

ウ. 確認事務

市町村と連携し、多面的機能支払交付金の交付対象となる対象組織の活動の実施状況を確認する。

エ. 推進・指導

- a. 対象組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、多面的機能支払交付金の実施に必要な事項について周知徹底を図る。
- b. 対象組織に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置付けられた活動等の適切な実施を図る。
- c. 多面的機能支払交付金の普及・推進を図るため地域の実情に応じた「手引き」を作成し、本交付金による取組の意義等について普及啓発に努める。
- d. 対象組織の事務手続の支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織の特定非営利法人化等^等に対して支援を行う。

オ. 交付・申請事務

- a. 対象組織から提出された申請書等の審査を行う。
- b. 市町村長から県知事に提出された申請書等の審査を行う。

カ. その他推進事業の実施に必要な事項

県、市町村の担当者を対象とした担当者会議や対象組織の代表者等を対象としたフォーラム等の開催を通じて啓発普及に努める。

(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村及び推進組織への推進交付金については、国から秋田県に交付を受けた額のうち、各実施主体の推進事業の実施に必要な経費を秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱に従い、秋田県から各実施主体に交付するものとする。

(4) その他必要な事項

なし

附則

この要綱基本方針は、平成31年4月1日から施行する。

【参考添付資料】

(参考1) 関係団体の役割分担表

(参考2) 実施体制図

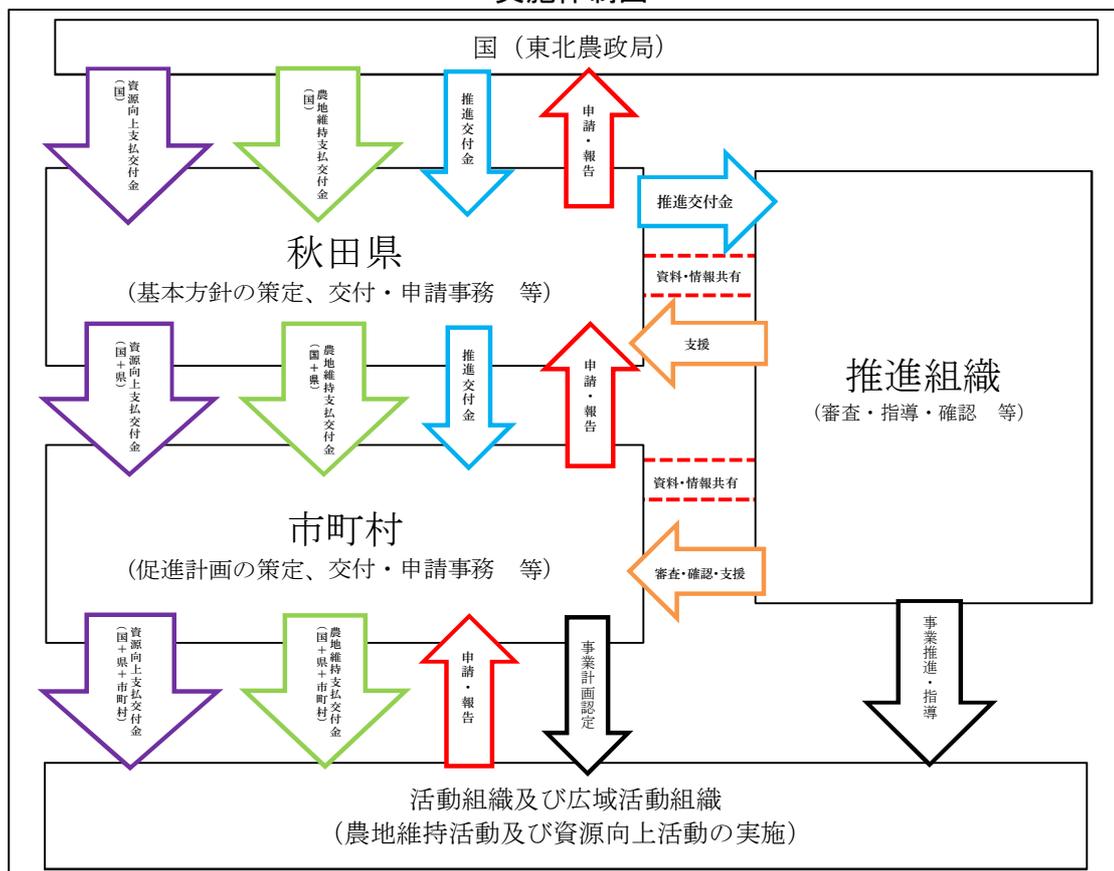
<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	秋田県	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金	○	○		
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置・運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○	
(2) 事業計画の認定		○		
(3) 長寿命化整備計画の協議		○		
6. (1) 広域協定の指導、審査		○	○	
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○	○	
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○	○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成	○		○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援	○	○	○	
9. (1) 交付申請書等の審査	○	○	○	
(2) 通知、交付	○	○		
10. フォーラム等の開催を通じた普及啓発	○	○	○	

<参考2>

実施体制図



秋田県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
【農地維持支払】

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 地域資源の基礎的な保全活動

地域活動指針		取組の説明	
活動項目・取組			
点検・計画策定	1 点検	<p>活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保安全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき必要となる取組を実施する。</p> <p>活動要件： 地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施し、その状況を記録する。</p> <p>【農用地】</p> <p>□遊休農地等の発生状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動計画書に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握しその状況を記録すること。 <p>【水路（開水路、パイプライン）】</p> <p>□施設の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動計画書に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認しその状況を記録すること。 活動計画書に位置付けたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認しその状況を記録すること。 かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握しその状況を記録すること。 <p>【農道】</p> <p>□施設の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動計画書に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認しその状況を記録すること。 <p>【ため池（管理道路含む）】</p> <p>□施設の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認しその状況を記録すること。 ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行ないその状況を記録すること。 	
	計画策定	2 年度活動計画の策定	<p>活動要件： 点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検結果を踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。
研修	3 事務・組織運営等に関する研修	<p>活動要件： 事務・組織運営等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。 	
実践活動	活動要件		
	農用地	4 遊休農地発生防止のための保安全管理	<p>活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保安全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき必要となる取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保安全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	<p>□畦畔・農用地法面等の草刈り</p> <ul style="list-style-type: none"> ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減等のために、活動計画書に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 <p>□防風林の枝払い・下草の草刈り</p> <ul style="list-style-type: none"> ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	<p>□鳥獣害防護柵の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。 <p>□防風ネットの適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。
		101 融雪排水促進のための溝きり	<ul style="list-style-type: none"> 水田からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破碎を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の浸食を抑制して形状確保を行うこと。
		102 融雪剤の散布	<ul style="list-style-type: none"> ほ場等での急激な融雪による法面等の浸食を抑制して形状確保するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪剤の散布を行うこと。
		103 野ネズミ駆除	<ul style="list-style-type: none"> 野ネズミによって発生する畦畔等の穴を防止するために、野ネズミを駆除し畦畔等の適切な維持管理を図ること。

	<u>104 大雪被害による樹園地等の除排雪作業</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹園地等での大雪による農業用ハウス等の施設の倒壊を防止するために、積雪時に除排雪作業を行うこと。
水路 (開水路・パイプライン)	<u>7 水路の草刈り</u>	<input type="checkbox"/> 水路の草刈り <ul style="list-style-type: none"> ・ 通水機能の維持、病虫害発生低減等のために、活動計画書に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 <input type="checkbox"/> ポンプ場、調整施設等の草刈り <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン付帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
	<u>8 水路の泥上げ</u>	<input type="checkbox"/> 水路の泥上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 <input type="checkbox"/> ポンプ吸水槽等の泥上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検の結果、必要となる場合には、活動計画書に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
	<u>9 水路付帯施設の保守管理</u>	<input type="checkbox"/> かんがい期前の注油 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。 <input type="checkbox"/> ゲート類等の保守管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。 <input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。
農道	<u>10 農道の草刈り</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
	<u>11 農道側溝の泥上げ</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
	<u>12 路面の維持</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。
ため池	<u>13 ため池の草刈り</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
	<u>14 ため池の泥上げ</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
	<u>15 ため池付帯施設の保守管理</u>	<input type="checkbox"/> かんがい期前の施設の清掃・防塵 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。 <input type="checkbox"/> 管理道路の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けたため池の管理道路を補修(草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等)し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。 <input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。 <input type="checkbox"/> ゲート類の保守管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

共通	16 異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り ・ 洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農用地(畦畔、排水口、法面等)、水路、地上部のパイプライン附帯施設(ポンプ場、調整施設等)、農道、ため池及び附帯施設の見回りを行い、施設状況を把握すること。 <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置 ・ 異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、水路、農道及びため池に土砂や雑木等がみられたり、施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。
----	-------------	---

2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

(要領 別記1-4)

〈構造変化に対応した保全管理の目標〉

【中心経営体型】	
<input type="checkbox"/>	地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。 [「人・農地プラン」の「今後の地域の中心となる経営体」に相当する経営体である「中心経営体」との役割分担や労力補完を図る地域等が該当]
【集落ぐるみ型】	
<input type="checkbox"/>	集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。 [多数の小規模農家、兼業農家等が参画する形での集落単位の営農と一体的あるいは連携した取組] を図る地域等が該当
【地域外経営体連携型】	
<input type="checkbox"/>	地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。 [地域外の大規模経営体等の入り作者と地域内の農業者等との連携を図る地域等が該当]
【集落間・広域連携型】	
<input type="checkbox"/>	広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。 [活力ある周辺集落との連携、複数集落で個々の集落を広域的に支え合う体制の構築を図る地域等が該当]
【多様な参画・連携型】	
<input type="checkbox"/>	地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。 [資源向上支払で多様な主体の参画による保全管理を進める地域や、NPO法人、企業等との連携により農業生産の継続を図る地域等が該当]
【その他】	
<input type="checkbox"/>	その他(地域の実情に応じた目標を対象組織が具体的に設定)

〈地域で取り組んでいくべき保全管理の内容〉

<input type="checkbox"/>	農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業
<input type="checkbox"/>	高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業
<input type="checkbox"/>	不在村地主等の遊休農地に係る管理作業
<input type="checkbox"/>	農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理
<input type="checkbox"/>	その他(地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定)

〈取組方向〉

<input type="checkbox"/>	担い手との連携強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施
<input type="checkbox"/>	入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施
<input type="checkbox"/>	地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施
<input type="checkbox"/>	地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保
<input type="checkbox"/>	不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用
<input type="checkbox"/>	隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施
<input type="checkbox"/>	その他(地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定)

〈推進活動〉

構造変化に対応した保全管理の目標に基づいた以下の活動を行うこと。

活動項目	取組	活動要件
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	17 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催	該当する取組を選択し、毎年度実施する。
	18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	
	19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	
	20 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	
	21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	
	22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催	
	23 その他(地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定)	

秋田県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
【資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）】

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件**1 施設の軽微な補修**

活動項目・取組		取組の説明
機能診断・計画策定	機能診断 活動要件	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
	24 農用地の機能診断	【農用地】 <input type="checkbox"/> 施設の機能診断 ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。 <input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理 ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。
	25 水路の機能診断	【水路（開水路、パイプライン）】 <input type="checkbox"/> 施設の機能診断 ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所等の把握等）を行うこと。 ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所等の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。 <input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理 ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。
	26 農道の機能診断	【農道】 <input type="checkbox"/> 施設の機能診断 ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所等の把握等）を行うこと。 <input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理 ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。
	27 ため池の機能診断	【ため池（管理道路含む）】 <input type="checkbox"/> 施設の機能診断 ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所等の把握等）を行うこと。 <input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理 ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。
計画策定	28 年度活動計画の策定	活動要件： 機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。 ・ 機能診断結果を踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。
	29 機能診断・補修技術等に関する研修	活動要件： 機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。 <input type="checkbox"/> 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 ・ 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修 ・ 対象組織による施設の長寿命化を図るための補修、更新等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修 ・ 対象組織による農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。
実践活動	活動要件	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な取組を毎年度実施する。
	30 農用地の軽微な補修等	<input type="checkbox"/> 畦畔・農用地法面等 <input type="checkbox"/> 畦畔の再構築 ・ 形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 農用地法面の初期補修

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。 <p>②施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 暗渠施設の清掃 <ul style="list-style-type: none"> ・ 暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の回復等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 農用地の除れき <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。 <input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の補修・設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。 <input type="checkbox"/> 防風ネットの補修・設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防風ネットの補修を行うこと。又は新たに防風ネットを設置すること。 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。
	105 暗渠施設の補修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田からの漏水防止を図るため、暗渠施設の補修を行うこと。
	106 田面排水柵の補修及び設置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田面排水柵の補修及び設置等を行い、排水路溝畔の崩壊防止、農用地法面の補強等を行うこと。
水路 (開水路・パイプライン)	31 水路の軽微な補修等	<p>①水路</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 水路側壁のはらみ修正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 目地詰め <ul style="list-style-type: none"> ・ U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。 <input type="checkbox"/> 表面劣化に対するコーティング等 <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 不同沈下に対する早期対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 側壁の裏込材の充填、水路溝畔の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 柵渠等の水路側壁の背面に土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路溝畔を補強する等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 水路に付着した藻等の除去 <ul style="list-style-type: none"> ・ 除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 水路法面の初期補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。 なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 <input type="checkbox"/> パイプラインの破損施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> パイプ内の清掃 <ul style="list-style-type: none"> ・ パイプライン及び排泥工等の附帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。 <p>②附帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 給水栓ボックス基礎部の補強 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 給水栓に対する凍結防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。

		<input type="checkbox"/> 空気弁等への腐食防止剤の塗布等 ・ 空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン附属施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。 <input type="checkbox"/> 遮光施設の補修等 ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。
農道	32 農道の軽微な補修等	①農道 <input type="checkbox"/> 路肩、法面の初期補修 ・ 降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 軌道等の運搬施設の維持補修 ・ 軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策 ・ 路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 ②附帯施設 <input type="checkbox"/> 側溝の目地詰め ・ U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。 <input type="checkbox"/> 側溝の不同沈下への早期対応 ・ 側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 側溝の裏込材の充填 ・ 側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。
ため池	33 ため池の軽微な補修等	①堤体 <input type="checkbox"/> 遮水シートの補修 ・ 遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の目地詰め ・ コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の表面劣化への対応 ・ コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 堤体侵食の早期補修 ・ 堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策 ・ ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 ②附帯施設 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 遮光施設の補修等 ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

2 農村環境保全活動

	活動項目・取組		取組の説明
	テーマ	取組	
計画策定	活動要件:	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。	
	生態系保全	34 生物多様性保全計画の策定	・ 地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

	水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	<input type="checkbox"/> 水質保全計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。 <input type="checkbox"/> 農地の保全に係る計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。
	景観形成・生活環境保全	36 景観形成計画・生活環境保全計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。
	水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進計画、地下かん養活動計画の策定	<input type="checkbox"/> 水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。 <input type="checkbox"/> 地下水かん養に係る地域計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。
	資源循環	38 資源循環計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。
実践活動	生態系保全	活動要件	選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の取組を毎年度1つ以上実施する。
		39 生物の生息状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。 地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。
		40 外来種の駆除	<ul style="list-style-type: none"> 地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。
		41 その他（生態系保全）	<input type="checkbox"/> 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> 地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巢ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。 動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。 <input type="checkbox"/> 水田を活用した生息環境の提供 <ul style="list-style-type: none"> 遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。 鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。 渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。 魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 <input type="checkbox"/> 生物の生活史を考慮した適正管理 <ul style="list-style-type: none"> 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。 <input type="checkbox"/> 放流・植栽を通じた在来生物の育成 <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。 水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽

		<p>するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。 ・ デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。 ・ 鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。 <p><input type="checkbox"/>希少種の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。
水質保全	活動要件	<p>選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、水質モニタリングの実施・記録管理等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p>
	42 水質モニタリングの実施・記録管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。
	43 畑からの土砂流出対策	<p><input type="checkbox"/>排水路沿いの林地帯等の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>沈砂池の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜柵の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。又は、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たにグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 ・ 水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壌流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正な維持管理を行うこと。
	44 その他（水質保全）	<p><input type="checkbox"/>水質保全を考慮した施設の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 ・ 水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。 ・ 水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>水田からの排水（濁水）管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水田からの濁水流出防止を図るために、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>循環かんがいの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。 <p><input type="checkbox"/>非かんがい期における通水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。 <p><input type="checkbox"/>管理作業の省力化による水資源の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブ又は給水栓・取水口の自動化等を行うこと。
景観形成・生活環境保全	活動要件	<p>選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植栽等の景観形成活動等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p>
	45 植栽等の景観形成活動	<p><input type="checkbox"/>景観形成のための施設への植栽等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持

		<p>管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 ・ 景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。 <p>□農用地等を活用した景観形成活動</p> <p>【農用地等を活用した景観形成活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋（使用されなくなった農具小屋等）の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。 <p>【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。 ・ 農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
46	施設等の定期的な巡回点検・清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。 ・ 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン付帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。 ・ 地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。 ・ 畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段（犬走り）の設置を行うこと。
47	その他（景観形成・生活環境保全）	<p>□農業用水の地域用水としての利用・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。 ・ 農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。 ・ 農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。 ・ 集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。 ・ 農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。 <p>□伝統的施設や農法の保全・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。 ・ 地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。 ・ 景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。 <p>□農用地からの風塵の防止活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
水田貯留機能増進・地下水かん養	活動要件	<p>選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p>
	48 水田の貯留機能向上活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。 ・ 大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。 ・ 大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。

	49 水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全	<input type="checkbox"/> 水田の地下水かん養機能向上活動 <ul style="list-style-type: none"> 水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。又は、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。 水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。 <input type="checkbox"/> 水源かん養林の保全 <ul style="list-style-type: none"> 地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。
資源循環	活動要件	<ul style="list-style-type: none"> 選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環活動を毎年度実施する。
	50 地域資源の活用・資源循環活動	<p>【有機性物質のたい肥化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。 資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。 <p>【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。 <p>【農業用水の反復利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。 <p>【小水力発電施設の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。
啓発・普及	活動要件	<ul style="list-style-type: none"> 選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施する。
	51 啓発・普及活動	<p>①広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する取組内容</p> <input type="checkbox"/> 広報活動 <ul style="list-style-type: none"> 農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。 <input type="checkbox"/> 啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> 地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。 地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。 <p>②地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する取組内容</p> <input type="checkbox"/> 地域住民等との交流活動 <ul style="list-style-type: none"> 活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。 地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。 生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。 農村環境保全活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。 地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。 <input type="checkbox"/> 学校教育等との連携 <ul style="list-style-type: none"> 農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。 <input type="checkbox"/> 行政機関等との連携 <ul style="list-style-type: none"> 市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供し

		<p>たり、内容について意見を述べること。また、地域での取組等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿すること。 <p>③地域内の規制等の取り決めに関する取組内容</p> <p><input type="checkbox"/>地域内の規制等の取り決め</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決めること。
--	--	---

3 多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組	取組の説明
多面的機能の増進を図る活動	活動要件	任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。
	52 遊休農地の有効活用	・地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。
	53 農地周りの環境改善活動の強化	・鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。
	54 地域住民による直営施工	・農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。
	55 防災・減災力の強化	・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと（地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び4に定める活動を実施する対象組織が対象）。
	57 医療・福祉との連携	・地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	・都道府県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した取組について、活動を行うこと。
	60 広報活動	<p>【必須要件】 H29以降の新規、終了に伴う再認定地区。ただし、中山間農業地域及び山間農業地域と8法（特農、山村、過疎、半島、離島、沖縄、奄美、小笠原）地域は、任意とする。</p> <p>・多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。</p>

4 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織

活動要件	3における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織は、地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、当該農村環境保全活動とは異なる1テーマ以上の農村環境保全活動を選択及び実施する対象組織、又は以下の高度な保全活動を実施する対象組織とする。
高度な保全活動	
(1) 農業用水の保全	
<p>ア 循環かんがいによる水質保全</p> <p><input type="checkbox"/>循環かんがい施設の保全等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。 <p>イ 浄化水路による水質保全</p> <p><input type="checkbox"/>水路への木炭等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設（木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等）を設置し、浄化施設の適正な維持管理（施設の清掃、植物の刈り取り）を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。なお、植 	

栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

ウ 地下水かん養

冬期湛水等のためのポンプ設置

・ 農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。

エ 持続的な水管理

末端ゲート・バルブの自動化等

・ 管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善するため、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。

給水栓・取水口の自動化等

・ 管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水環境に関する問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

(2) 農地の保全

ア 土壌流出防止

グリーンベルト等の設置

・ 農地等からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

防風林の設置

・ 活動計画書に位置付けた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理を行うこと。

(3) 地域環境の保全

ア 生物多様性の回復

水田魚道の設置

・ 地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

水路魚道の設置

・ 地域における対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

生息環境向上施設の設置

・ 地域における対象となる生物（魚類等）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

生物の移動経路の確保

・ 地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設（水路蓋、農道下の暗渠等）を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。

イ 水環境の回復

水環境回復のための節水かんがいの導入

・ 排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図るために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

ウ 持続的な畦畔管理

カバープランツ（地被植物）の設置

・ 管理の粗放化による病虫害の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止するために、カバープランツを設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

法面への小段（犬走り）の設置

・ 管理の粗放化による病虫害の増加や、景観の悪化等を防止するために、法面へ小段を設置すること。

(4) 専門家の指導

専門家による技術的指導の実施

・ 対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動に取り組むこと。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。

秋田県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
【資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）】

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件**1 実践活動**

活動項目		取組の説明
施設区分・取組		
実践活動	活動要件	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。また、都道府県知事が策定する基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、都道府県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。
	水路（開水路・パイプライン）	<p>61 水路の補修</p> <p>① 水路本体</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>水路の破損部分の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/>水路の老朽化部分の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/>水路側壁の嵩上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。 <input type="checkbox"/>U字フリューム等既設水路の再布設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。 <p>② 附属施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>集水桝、分水桝の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集水桝、分水桝の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/>ゲート、ポンプの補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/>安全施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
	62 水路の更新等	<p>① 水路本体</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>素堀り水路からコンクリート水路への更新 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。 <input type="checkbox"/>水路の更新 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路の一部区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、水路の当該区間の更新による対策を行うこと。 <p>② 附属施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>ゲート、ポンプの更新 <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプ更新等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/>安全施設の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。
	農道	<p>63 農道の補修</p> <p>① 農道本体</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>農道路肩、農道法面の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/>舗装の打換え（一部） <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。 <p>② 附属施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>農道側溝の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
64 農道の更新等	<p>① 農道本体</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト） <ul style="list-style-type: none"> ・ 未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。 <p>② 附属施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>側溝蓋の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農道において、側溝に蓋がないために車輛通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。 	

		<input type="checkbox"/> 土側溝をコンクリート側溝に更新 ・土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。
ため池	65 ため池の補修	<input type="checkbox"/> 土側溝をコンクリート側溝に更新 ・土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。 ① ため池本体 <input type="checkbox"/> 洗堀箇所の補修 ・ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 漏水箇所の補修 ・ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。 ② 附帯施設 <input type="checkbox"/> 取水施設の補修 ・ため池の豎樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 洪水吐の補修 ・ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 安全施設の補修 ・転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
	66 ため池(附帯施設)の更新等	<input type="checkbox"/> ゲート、バルブの更新 ・老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 安全施設の設置 ・ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

令和元年度



高めよう 地域協働の力!

多面的機能支払交付金のあらし



令和元年7月

農林水産省

はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

このパンフレットは、地域の皆様が「多面的機能支払交付金」を活用して、共同活動に取り組んでいただけるよう、その仕組みを解説するものです。

1. 多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、以下に示す**農地維持支払交付金**と**資源向上支払交付金**から構成されます。

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

多面的機能支払交付金の構成

(1) 農地維持支払交付金

① 地域資源の基礎的な保全活動 (P4)

【活動例】



水路の泥上げ



農道の路面維持



施設の点検



年度活動計画の策定

② 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動 (P4)

1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 (P5)

① 施設の軽微な補修

【活動例】



ひび割れの補修



農道の部分補修

② 農村環境保全活動

【活動例】



植栽活動



生きもの調査

③ 多面的機能の増進を図る活動

(2) 資源向上支払交付金

2) 施設の長寿命化のための活動 (P6)

【活動例】



未舗装農道の舗装



素堀り水路からの更新

3) 組織の広域化・体制強化 (P7)

多面的機能支払交付金

2. 支援の対象となる組織

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す**活動組織**、又は**広域活動組織***のいずれかを設立する必要があります。

農地維持支払交付金

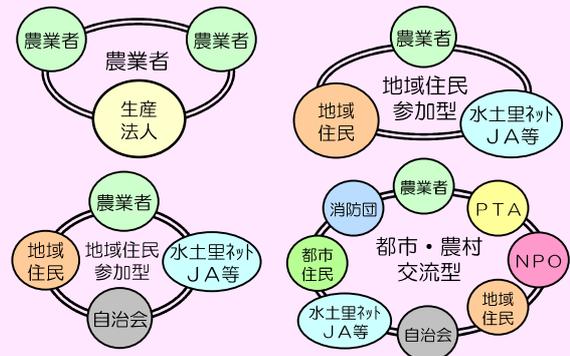
活動組織

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

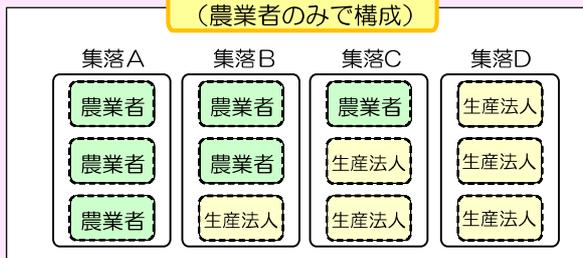
広域活動組織

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織

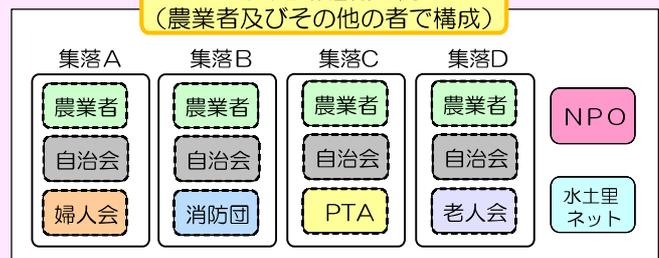
活動組織の例



広域活動組織の例
(農業者のみで構成)



広域活動組織の例
(農業者及びその他の者で構成)



資源向上支払交付金

○共同活動

農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織又は広域活動組織

○施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

農地維持支払交付金と同様の活動組織又は広域活動組織

※広域活動組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落(活動組織)、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。なお、広域活動組織の設立にあたり、支援を受けることができます。(組織の広域化・体制強化 4~16万円/年・組織)

協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上(北海道にあっては、3,000ha以上)を有していることが基本ですが、都道府県が別途、対象区域の条件を定めている場合があります。

3. 対象活動

多面的機能支払では、以下に示す活動が対象となります。

農地維持支払交付金

地域共同による農用地、水路、農道等の**地域資源の基礎的な保全活動(①)**及び**地域資源の適切な保安全管理のための推進活動(②)**を支援します。

① 地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。（実践活動の一部は、点検の結果に基づき、実施の必要性を判断します。）

点検・計画策定



施設の点検



年度活動計画の策定

研修（例）



組織運営に関する研修

※研修は、活動期間中に1回以上実施

実践活動(例)



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

② 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保安全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保安全管理に関する構想を策定します。

農村の構造変化に対応した
保安全管理の**目標**の設定

保安全管理の**内容**
や**方向**の設定

推進活動※1
の**実践**

地域資源保安全管理
構想※2の**策定**

※1 推進活動の例（毎年度実施）

- ・ 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- ・ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ・ 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

※2 推進活動を通じて、目指すべき地域資源の保安全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたものになります。なお、活動期間中に本構想を策定する必要があります。

資源向上支払交付金（共同）

水路、農道等の施設の軽微な補修①、農村環境保全活動②及び多面的機能の増進を図る活動③を支援します。

①施設の軽微な補修

活動計画書に位置つけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施します。「計画策定・機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。

計画策定	機能診断	実践活動(例)		研修(例)
				
年度計画の策定	施設の機能診断	水路のひび割れ補修	農道の部分補修	補修等に関する研修

※研修は活動期間中に1回以上実施

②農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して毎年度実施します。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。

計画策定	啓発・普及(例)	実践活動(例)		
				
年度計画の策定	地域住民との交流活動	水質調査	グリーンベルトの設置	植栽活動

③多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づく下記のa～hの活動を毎年度実施※¹します。

なお、平成29年度以降に新たに多面的機能の増進を図る活動に取り組む場合は、a～hの選択した活動に加え、iの広報活動も毎年度実施※²します。

<p>a：遊休農地の有効活用 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動</p>	<p>b：農地周りの環境改善活動の強化 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動</p>
<p>c：地域住民による直営施工 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動</p>	<p>d：防災・減災力の強化 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動</p>
<p>e：農村環境保全活動の幅広い展開 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動</p>	<p>f：医療・福祉との連携 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動</p>
<p>g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動</p>	
<p>h：a～gのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動</p>	
<p>i：広報活動</p>	

※¹ 直ちにa～hのいずれかの活動に取り組めない地区については、資源向上支払（共同）の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額になります。

※² 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、広報活動の実施を任意としています。

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援します。

水路、農道等の補修や、機能維持のための更新等の活動を実施します。

補修(例)



摩耗した水路壁への
表面被覆材の塗布



未舗装農道の舗装



漏水箇所の補修

更新等(例)



コンクリート水路の更新



ゲート、バルブの更新

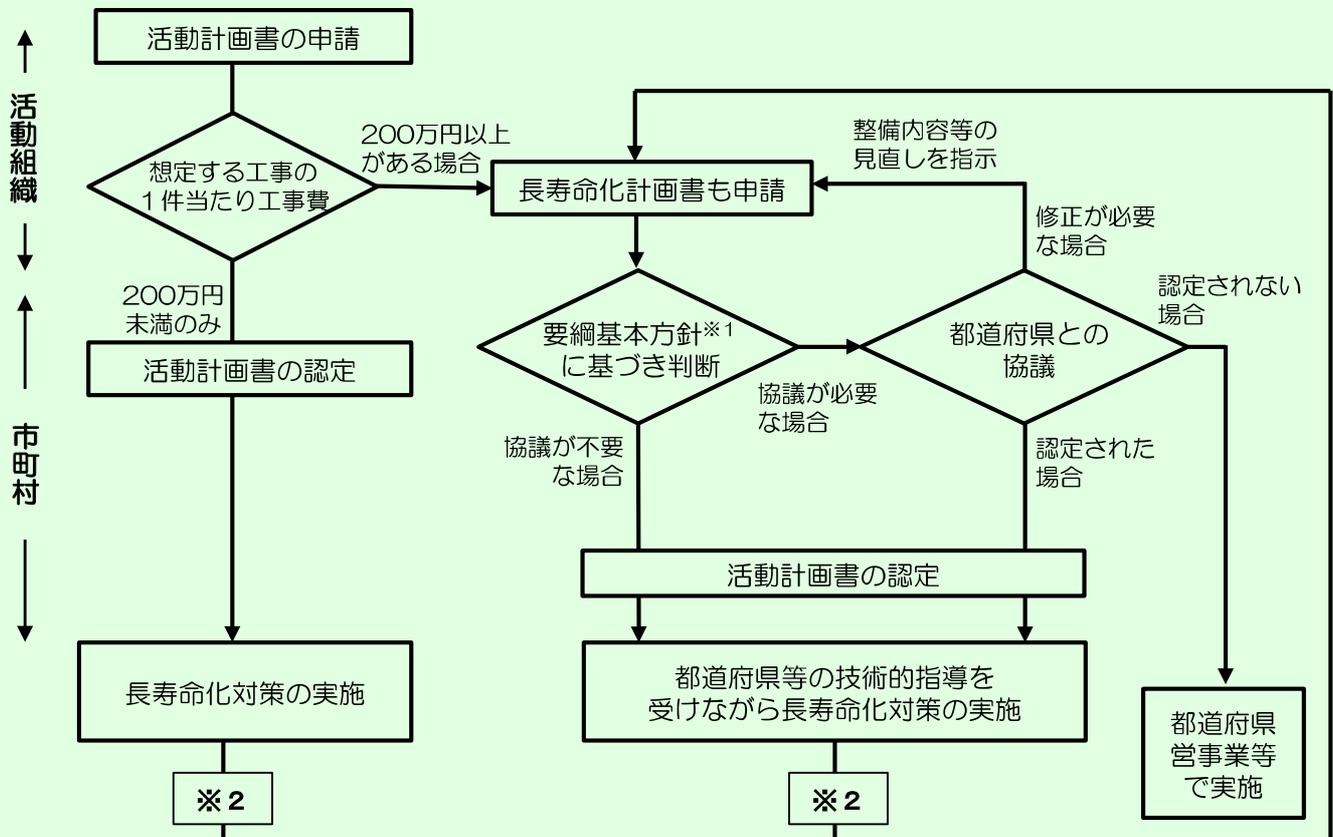
※令和元年度から、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

200万円以上の工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

なお、200万円以上の工事については、ほかの長寿命化対策に係る事業の活用も考慮し、適切に事業の選択を行ってください。

※長寿命化整備計画書とは、長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したもの。

○長寿命化対策の実施フロー図



※1 長寿命化対策を行う際に都道府県と協議を行う場合の要件や、都道府県等の技術的指導の内容などを都道府県が定めるもの。

※2 活動計画書の認定後、新たに工事1件当たり200万円を超えることが判明した場合、改めて活動計画書と長寿命化計画書を申請すること。

組織の広域化・体制強化

「大きな組織にして効率的に活動したり、組織をNPO化したい」という場合には、支援が受けられます。

- ① 広域活動組織の設立
- ② 活動組織の特定非営利活動法人化

※「地域資源保全プランの策定に係る支援」については、令和元年度より廃止となりました

4. 対象となる農用地

交付金の算定対象となる農用地は以下のとおりです。

令和元年度より農地維持支払及び資源向上支払交付金の算定対象

- ① 農振農用地区域内の農用地
- ② 都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地※

※ ②については、以下の(a)、(b)、(c)を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、都道府県知事が定める要綱基本方針にその考え方を記載することができます。

- (a) 生産緑地法に定められた生産緑地地区内に存する農用地
- (b) 地方自治体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
- (c) 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

②の詳細については、最寄りの市町村にお問い合わせください。

5. 多面的機能支払交付金の交付単価

(円/10a)

都府県	①農地維持支払※8	②資源向上支払 (共同※1, 2, 3)	①と②に取り組む 場合	③資源向上支払 (長寿命化※4, 5, 6)	①、②及び③に取り組む 場合※7
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※9	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830
北海道	①※8	②※1, 2, 3	①+②	③※4, 5, 6	①+②+③※7
田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畑※9	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	130	120	250	400	620

※1：農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額になります。

※2：②の資源向上支払(共同)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本になります。

※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※4：水路や農道などの施設の補修や更新を実施します。

※5：本単価は交付上限額になります。

なお、広域活動組織(P3)の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※6：広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付上限額は、保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。

※7：②及び③と一緒に取り組む地区は、②の単価は0.75を乗じた額になります。

したがって、①、②及び③と一緒に取り組む場合、都府県・田では合計で9,200円/10aになります。

※8：事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用します。

※9：畑には樹園地を含みます。

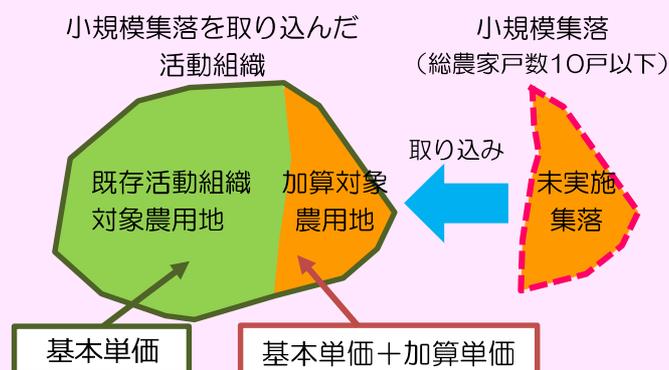
秋田県は令和2年度から

加算措置 小規模集落支援

既存活動組織※1が小規模集落※2を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、農地維持支払交付金に、新たに取り込んだ農用地面積に応じた加算を行います。 ※3

農地維持支払の加算単価 (円/10a)

	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40



なお、1小規模集落あたりの加算上限額は20万円、活動組織あたりの合計加算上限額は40万円となります。

※1：多面的機能支払の活動を実施している活動組織及び広域活動組織

※2：小規模集落とは、総農家戸数が10戸以下、かつ、これまでに、多面的機能支払（旧制度の農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払を含む）に取り組んだことがない農業集落です。

※3：加算措置の適用期間は、小規模集落支援の適用を開始した年度から、既存活動組織の活動期間の終了年度までです。

※4：平成30年度までに事業計画の認定（変更や再認定も含む）を受けた活動組織のみが支援対象です。

秋田県は令和2年度から

加算措置 ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる活動組織が、新たに取り組を選択し、1取組以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2取組以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価 (円/10a)

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

多面的機能の増進を図る活動の取組

- ・遊休農地の有効活用
- ・農地周りの環境改善活動の強化
- ・地域住民による直営施工
- ・防災・減災力の強化
- ・農村環境保全活動の幅広い展開
- ・医療・福祉との連携
- ・農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
- ・都道府県、市町村が特に認める活動

加算対象となる例

直近の活動計画 取組数 0	⇒	新たな活動計画 取組数 2以上
直近の活動計画 取組数 1	⇒	新たな活動計画 取組数 2以上
直近の活動計画 取組数 2	⇒	新たな活動計画 取組数 3以上等

加算対象とならない例

直近の活動計画 取組数 0	⇒	新たな活動計画 取組数 1
直近の活動計画 取組数 2	⇒	新たな活動計画 取組数 2以下等

秋田県は令和2年度から

加算措置 ②農村協働力の深化に向けた活動への支援

加算措置「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受ける活動組織において、**農業者以外の者の構成比率が高く、また多くの参加を得た共同活動が毎年度行われる場合**、①に更に単価の加算を行います。

①に更に加算する単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

＜条件＞ ※**全て満たす場合**

- ①加算措置「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受けること
- ②構成員（人・団体）のうち、農業者以外の者が占める割合が4割以上であること
- ③共同活動に参加する構成員の総人数の8割以上が参加する実践活動を毎年度行うこと

※「実践活動」は、農地維持支払、資源向上支（共同）、資源向上支払（長寿命化）の活動項目に位置付けられています。

※ 構成員の総人数とは、活動に参加する人数として活動計画書に添付する名簿（様式自由）に位置付けた構成員の人数。

秋田県は令和2年度から

加算措置 活動の広域化・体制強化への支援

活動組織の広域化・体制強化への支援を強化するために、**広域活動組織（P3）の面積規模等に応じた交付額**とするとともに、**最長5年間（当該活動期間中）**にわたって継続的に支援することとします。

都府県	北海道	交付額 (年・組織)	総額 (5年間)
3集落以上または 50ha以上200ha未満	3集落以上または 1,500ha以上3,000ha未満	4万円	20万円
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人	3,000ha以上15,000ha未満 または特定非営利活動法人	8万円	40万円
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円	80万円

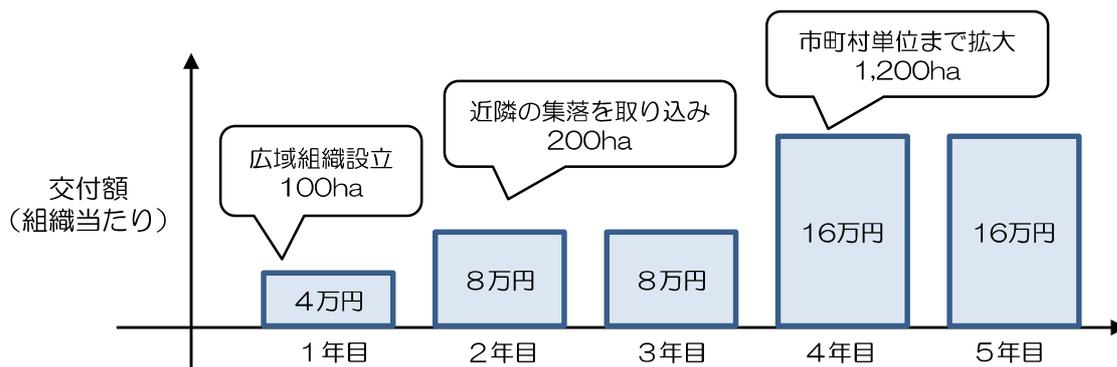
※ 上記面積は認定農用地面積です。

※ 活動期間中に面積が拡大した場合、活動計画書の変更が認定された時点で交付額が変更となります。

※ これまでに広域化に係る支援を受けた組織が、広域化する組織の合計面積の20%を超える場合は広域化・体制強化に係る支援を受けられません。

○段階的に広域化する場合の適用例（都府県の場合）

交付額合計
52万円/組織



6. 活動の手順

活動の手順は以下のとおりです。

① 組織の設立

活動を実施する活動組織又は広域活動組織を設立します。

② 事業計画の作成

地域共同で取り組む活動について、事業計画（原則5年間）を作成します。

③ 申請書類の提出

事業計画の認定を受けるため、市町村に申請を行います。

事業計画の申請書の提出は6月30日までです。

なお、市町村により提出期限が異なる場合がありますので、詳細は市町村にお問い合わせください。

申請の際は、以下の書類を提出します。

活動組織	広域活動組織
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 活動計画書 ・ 活動組織規約 ・ 工事に関する確認書（※1） ・ 長寿命化整備計画書（※2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 活動計画書 ・ 運営委員会規則 ・ 工事に関する確認書（※1） ・ 長寿命化整備計画書（※2）

（※1）資源向上支払において、土地改良区等市町村以外の者が所有または管理する施設を活動の対象とする場合は提出する必要があります。

（※2）活動組織が資源向上支払（長寿命化）を行う際に、工事1件当たり200万円以上の活動を実施する場合、長寿命化整備計画書の申請が必要になります。

④ 活動の実施・交付金の交付

毎年度、市町村に交付金の交付を申請して交付を受け、事業計画に基づく活動を実施します。

⑤ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。

当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、市町村に提出します。

7. 交付ルート

交付金は国から都道府県、都道府県から市町村に交付され、活動組織又は広域活動組織には市町村から交付されます。



8. 交付金の弾力的な活用について

多面的機能支払交付金は、弾力的な活用が可能となっています。

① 地方裁量による地域実態に即した取組内容の追加

- 実施要綱に基づく基本方針の取組内容を補完し効果を高める活動であって、多面的機能の発揮に必要な共同活動を活動計画書に定めて実施できます。

② 必須活動を実施した上での交付金の弾力的な活用

- 必須活動（活動計画書に定められた活動）の実施を前提に、
農地維持支払による資源向上支払（共同）及び資源向上支払（長寿命化）の対象活動の実施や、資源向上支払（共同）による農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化）の対象活動の実施が可能です。ただし、資源向上支払（長寿命化）による農地維持支払や資源向上支払（共同）の対象活動は実施できません。

③ 交付金の計画的な活用

- 計画的な活動のため、組織において、活動期間内は交付金の持越が可能です。
- 活動期間終了年度の翌年度を始期とし、新たに事業計画の認定を受ける組織については、交付金の残額を翌年度の経理に含めることができます。
- ただし、組織において、活動期間内及び新たに事業計画の認定を受ける場合どちらにおいても交付金の持越を行う場合には、必要額を精査し、活動の円滑な継続のために必要な最低額のみを次年度へ持越可能としています。

多面的機能支払交付金に関するQ & A

(Q1) 5年間以上活動を実施した農用地について、資源向上支払（共同）の単価が75%になるのはどうしてですか。

- (A) 農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区については、本制度の活用による活動が定着し、効率的な実施が考えられることから、資源向上支払（共同）の交付単価を基本単価の75%とすることとしています。なお、農地維持支払については、基本単価の補正を行うことはしていません。

(Q2) 新たに活動組織を立ち上げる場合、いつ時点の活動から交付金による支援の対象になるのでしょうか。

- (A) 活動組織が年度途中で交付申請を行った場合でも、交付決定前に実施していた活動も対象となるよう、交付年度の4月1日以降に実施した共同活動を支援の対象としています。ただし、交付決定前の活動についても、活動記録や領収書等を残しておいていただくことが必要です。

多面的機能支払交付金に関するQ & A

(Q3) 交付金はいつ交付されるのでしょうか。

(A) 市町村から事業計画の認定を受けた後、市町村に対して交付申請をしていただくこととなります。その後、都道府県、市町村を通じて、できるだけ速やかに活動組織に交付するよう努めています。

(Q4) 活動組織の行う事務を土地改良区等に委託できるのでしょうか。

(A) 活動組織が行う本交付金に係る経理や活動記録の整理等の事務については、J A、土地改良区、農業生産法人等の団体や、地方公共団体・農業団体の職員OB等の当該事務処理を適切に行える者に委託することができます。

(Q5) 新たに資源向上支払（長寿命化）の交付を受ける活動組織（広域活動組織を除く）の年交付額の算定方法を教えてください。

(A) 例えば、広域活動組織の規模（P3）を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織については、基本単価の5/6に対象農用地面積を乗じた額、又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額のいずれか小さい額が年交付額の上限額になります。（※事業計画の変更や再認定も含まれます）

(Q6) 農地維持支払、資源向上支払と中山間地域等直接支払交付金を同一地区で取り組むことはできますか。

(A) 同一地区で取り組むことは可能です。この場合、多面的機能支払交付金の活動計画書に位置付けられた農地、水路、農道等の保全に係る活動については、多面的機能支払交付金により行っていただきたいと考えております。

(Q7) 活動期間中に、活動計画書に定める活動ができなくなった場合、交付金の返還は必要でしょうか。

(A) 活動計画書に定めた活動が行われていないことが確認された場合、交付金の全部または一部を、事業計画（原則5年間）の認定年度に遡って返還することになります。ただし、自然災害その他やむを得ない理由（農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する場合に伴う認定農用地又は対象農用地の減少等）が認められる場合は、交付金の返還を免除しています。

(Q8) 甚大な自然災害が発生した場合、多面的機能支払交付金を活用して、農地周りの小規模な損壊など被災した施設の災害復旧に係る活動に取り組みますか。

(A) 激甚災害など甚大な自然災害が発生した場合、被災した対象農用地周りの施設の応急措置や補修・更新等に取り組むことができます。なお、激甚災害など甚大な自然災害により、活動計画書に定めた活動が困難な場合は、地方農政局長等の承認を受け、活動要件を満たすものとみなす特例を受けられます。

お問い合わせ先

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 日本型直接支払グループ 011-204-5399	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111（内線4491/4349）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600（内線3565）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161（内線3563）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271（内線2658）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161（内線2569）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511（内線2671）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111（内線4772）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031（内線83334）	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
(電話) 03-3502-8111 (内線5618)
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

多面的機能支払メールマガジン

農村ふるさと保全通信

月1～2回程度配信しています。
ぜひ、登録してください！

多面的機能支払の活動組織の紹介や、制度情報、活動に役立つ技術など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

【配信申し込み】

配信を希望される方は、以下のアドレスからご登録ください。

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>



『多面的機能支払交付金』における県統一事項について

令和 元年 8月 1日
農山村振興課

I 『多面的機能支払交付金』に係る基本的な事項

本制度については、次の点を思考の主軸に据えた上で、その活用に関して活動組織（広域活動組織を含む）内で十分に検討して合意を得ることを基本とする。

<郷土を慈しむ気持ちの継続>

1. これまで地域共同で賦役的な仕組みによって行われてきた、農業水路等に係る保全管理等に対して、諸処の状況変化（土地持ち非農家の増加等）から公費が投入され部分的にその負担を支援できる制度が創設されたものであり、住民総出で助け合い協力し合って維持してきた美しい背景を風化させることがない様に留意して頂きたい。

<県民の理解>

2. 地域の農業者を中心に地域住民等の参加を得ながらも、全額公費であることを十分に認識して、周りの一般県民に疑義を抱かせる、又は対外的な説明に窮する様な活用を行わない様に呉々も留意して頂きたい。

<地域の主体性の尊重>

3. 本交付金の要綱・要領等や上記の事項に反しない限り、その地域特有の状況を考慮しながら創意工夫による独自の取り組みも可能である。

II 『多面的機能支払交付金』の支援対象とならない事項

1. 土地改良区が保全管理すると定めている農業水路施設等や、国営造成施設等管理体制整備促進事業等の他の補助金または交付金を受けて保全管理している農業水路施設等。
2. 国・県道や河川等の管理者が決まっている施設の管理は、その管理者が行うことが前提である。ただし、事前に管理者の了解を得た上で、法面の草刈り等、地域の病虫害の発生低減のために必要となる活動等については、支援対象としても差し支えないものとする。
3. 酒席に係る経費は厳禁。

III 『多面的機能支払交付金』の使途に係る金額の目安

1. 作業賃金

- 1) 多面的機能支払の支援単価算定根拠は、国・地方・農業者等が同等の役割を分担することと定めている（国：地方：農業者＝1：1：1）ことから、これを念頭に単価の目安を定める。ただし、これまで地域の実情で実施してきた単価で実施してもかまわない。（農業委員会等で規定されている作業賃金を参考にしても良い）

【目安単価の考え方】

- ① 労賃の基準単価は「秋田県農林水産部実施単価表（H31時点）」を採用。（資源向上活動の長寿命化の地元負担の労働提供における換算単価が実施単価採用）
- ② 草刈り、泥上げ、敷き砂利、施設の補修等の重労働作業は普通作業員単価。
- ③ 会議、研修、上記以外の活動等の軽作業は軽作業員単価。

【目安単価の算定根拠】

普通作業員：17,700円/日、軽作業員：14,300円/日

上記②の時間単価

$$17,700 \times (2 \text{ [国、地方]} / 3 \text{ [国、地方、農業者]}) / 8 \text{ 時間} \\ = 1,475 \text{ 円}$$

上記③の時間単価

$$14,300 \times (2 \text{ [国、地方]} / 3 \text{ [国、地方、農業者]}) / 8 \text{ 時間} \\ = 1,191 \text{ 円}$$

※この単価には、草刈り機、重機等の機械損料及び燃料代は含まない。また、単価を複数設定することを義務づけるものではない。

2) 重機等の運転に係るものは、地域の建設会社等に参考見積もり等によること。

2. 旅費等

1) 原則、公共交通機関の実費とする。(グリーン料金は対象外。) なお、公共交通機関によらない場合はその必要性等を整理しておくこと。

2) 先進地研修での県外宿泊費は、当該市町村の旅費規程等を準用すること。また、この場合最小限の人数にとどめること。

3. 弁当等

日当を支給した場合は、弁当の代金は支給対象としないこと。

注) 上記はあくまでも目安であり、各活動組織の単価についてはそれぞれの総会において定めて頂きますが、抽出検査や経理事務指導において、一定の限度を超える場合については今後是正する様に指導することもあり得ます。

IV 『多面的機能支払交付金』の使途に係る留意点

1. 共同活動の対象活動期間について

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金については、事業計画が認定された年度の4月1日からの共同活動に充当が可能。ただし、活動記録、領収書等を整理しておくこと。

※組織の設立に係る経費(規約、協定書等の作成事務費等)は対象外。

2. 農地維持支払について

1) 面積割・延長割による個人への交付金支払いについては認めない。

2) 活動組織の合意により一定期間内に個々が活動することも可能。ただし、あくまで活動組織で共同活動することとした農用地、施設が対象である。

3. 総会(運営委員会)開催時の経費

総会(運営委員会)は構成員の意思表示の場であることに鑑み、自発的に出席すべきであり、交付金から日当や旅費等を支出しないこと。

4. 役員報酬

すべての作業については時間給として支払うこととし(事務や会計の実務等)、役員報酬の支出は認めない。

5. 茶菓子代

茶菓子代の支出は必要最小限にとどめること。

6. 活動に係る保険の加入について

各種活動については、必ずイベント保険等へ加入すること。

7. 資源向上活動の「共同活動」と「長寿命化」への取組の考え方について

1) 共同活動

診断結果に基づく補修・補強が対象。

2) 長寿命化

水路・農道・ため池等の更新等が対象。

8. 災害時の対応について

大雨等による災害が発生した場合に本制度での応急措置等を行う場合は、市町村の災害担当部局の判断を仰ぐこと。(災害復旧事業の採択に影響があるため)

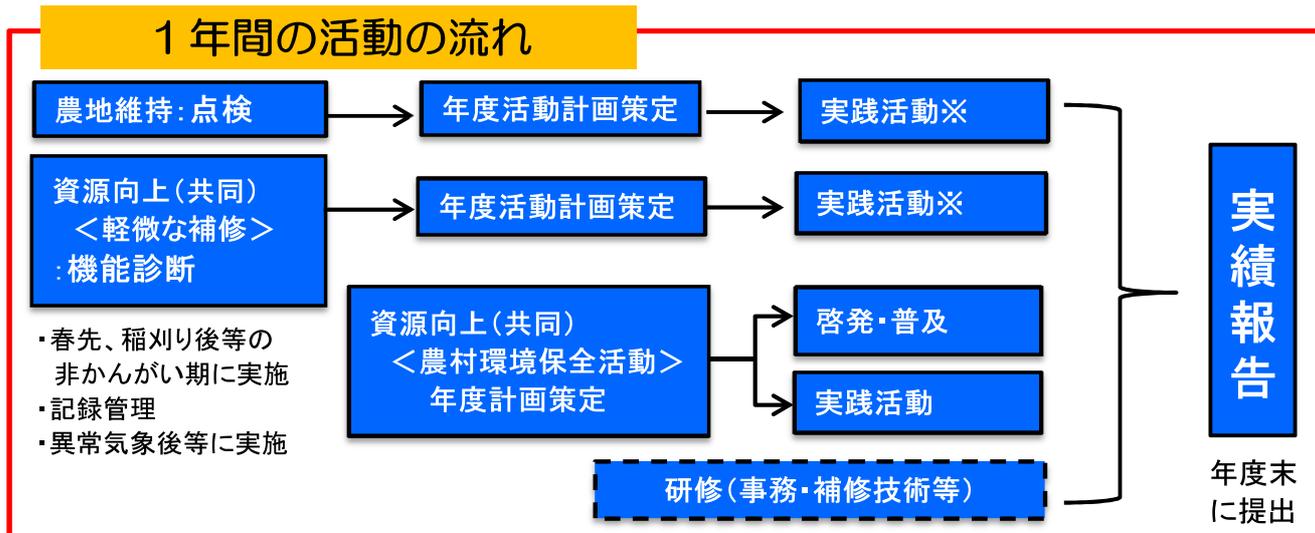
9. 土地改良区等との事務委託について

1) 土地改良区が「多面的機能支払交付金」に取り組む場合の留意事項について(平成26年2月17日事務連絡)による。

2) 多面的機能支払交付金委託事務実施要綱(令和元年6月3日改定)による。

☆ 農地維持支払・資源向上支払(共同活動)の留意点について

1. 活動のポイント



上記の項目は、組織として必ず実施 (※活動に伴う書類も必ず整理)

※実践活動について

点検・機能診断から決定された計画において位置づけられた活動を、1年間を通して実施します。活動の中で、下表に関しては1年間に1回以上必ず実施。

交付金	必ず行わなければならない活動
農地維持支払	<ul style="list-style-type: none"> ・「点検」→「年度活動計画策定」→「実践活動」 ・遊休農地発生防止のための保全管理 ・農用地、水路、農道、ため池の草刈り ・水路、農道側溝、ため池の泥上げ ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動 ・異常気象後の見回り、応急処置
資源向上支払(共同)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の軽微な補修 「機能診断」→「年度活動計画策定」→「実践活動」 ・農村環境保全活動 1テーマ以上を選択し、「計画策定」→「啓発・普及」→「実践活動」の流れでそれぞれ1項目以上取り組むこと ・多面的機能の増進を図る活動(取り組まなければ単価が5/6に)

※このほかの活動に関しては、点検・機能診断の結果から活動の必要性を判断すること。

行わない活動は、理由を実施状況報告書等に別途整理。「点検・機能診断の結果必要なし等」

ポイント

計画に位置づけた活動を適切に行った後、実施状況報告書において「計画」欄、「実施」欄ともに○を記入のこと。
⇒×だと事業の要件未達成ということになります。

注)・「研修」については『事務等の研修』・『補修技術等の研修』それぞれ5年間に1回以上の参加が必要である。

- ・農村環境保全活動に関しては、選択したテーマの「計画策定」、「啓発・普及」、「実践活動」は毎年度、それぞれ1以上の取組を行う必要があります。
→最低限取り組めるテーマ、取組を選択することが望ましい。
- ・遊休農地発生防止のための保全管理活動を行う必要のある農用地の有無の確認。
市町村担当者が荒廃農地調査を確認し、協定農地内に遊休農地が存在する場合は遊休農地が解消されるよう、組織と調整を行って下さい。
計画に遊休農地面積を記載していない場合は、実績報告の際に記入しません。

2. 経理事務のポイント

● 組織から市町村(協議会)へ実績報告として提出しなければならない書類

- ・実施状況報告書: 様式第1-8号
- ・活動記録: 様式第1-6号
- ・金銭出納簿: 様式第1-7号
- ・写真整理帳
- ・通帳の写し
- ・その他市町村が必要とする書類

上記の提出書類の作成のために

日常の活動を記録・管理する、下記の「3点セット」が必要となります。

① 作業日報

② 写真

③ 領収書

この3点セットは
実施状況報告書の提出の際、
市町村が確認・審査する書類

この「3点セット」が、実績報告の際に提出する実施状況報告書等の
根拠資料となります。この3つをしっかりと揃えるようにしましょう。

注) 多面的機能支払に関する書類は、5年間保存しなければなりません。

提出後も整理・保存を忘れずに。

◆ 注意事項 ◆

① 作業日報(支出の有無にかかわらず、必須の活動に関しては作成のこと)
点検・機能診断、計画策定、実践活動の必須要件(毎年実施しなければならない項目)
は、必ず実施されていること。(実施状況報告書では必ずチェックされてること)

② 写真

取組毎、活動日毎に最低1枚撮影のこと。

・1日に取組を2項目行った場合は、1項目最低1枚ずつ、つまり最低2枚撮影となる。

・地域の合意に基づき、一定期間内で活動を行う際は、1日最低1枚撮影のこと。

なお、一定期間での草刈りであれば、草刈り前と草刈り後を比較できるような状況
写真を各集落1枚程度の撮影すれば良いです。

③ 領収書

領収書番号、宛名、品目、内訳等が日報、金銭出納簿等の書類と整合がとれるように。
金銭の動きをしっかりと管理しましょう。

3. 多面的機能支払に活動に当たっての注意事項等

- 1 金銭出納簿及び活動記録の日付を整合させること
- 2 領収書の支出内訳を記載すること。〈領収書、金銭出納簿等、作業日報等に内訳を記載〉
金銭出納簿に記載されている支払の領収書はすべて控えてること。
※①1枚の領収書の中で複数の費目に分かれる場合は...
領収書と金銭出納簿で整合がとれていればOKです。
※②領収書には番号を記載し、金銭出納簿や活動記録と関連しているような整理方法として下さい。
- 3 総会の開催の際は、出席者の記録と議事録を整理する。
また、**総会議決事項は各構成員へ確実に通知すること。**
- 4 点検・機能診断、計画策定は毎年実施しなければならない必須事項。
必ず整理(記録)すること。
- 5 役員報酬は定額ではなく、**実績による時間給**で日当支払いとし、作業日報(活動記録)を作成のこと。
- 6 高額の資材購入等の場合は、**複数(3社以上)から見積もり**を徴収し経済的なものを選定すること。
※「高額」の判断は、各市町村で定めている金額を判断基準として下さい。
財産として取り扱われる金額を基準とするのが適切と考えられます。
- 7 活動実施中の事故も想定されるため、必ず傷害保険へ加入すること。
- 8 台帳の整備 取得した財産がある場合は台帳を整備しておくこと
- 9 構成員への日当等の振込について(注意事項) ※振込を行っている組織に限る
 - ・ 振込先の銀行等から支払った証明を必ずもらうこと
 - ・ 振り込んだ構成員の**名簿一覧表と金額の内訳を整理**すること。
- 10 レシートは必ずコピーをとること(日焼け等による印字消失を防ぐため)
- 11 「切手」は金券となることから、取り扱う際は、使用簿を作成して管理すること
- 12 通帳から一定金額をおろし、長期間にわたる手持ち現金処理は行わないこと。
※通帳上での金銭の確認が困難となります。
理想は、実支払額を適正におろす等の対応が望ましい。
上記が困難な場合は、「手持ち現金用出納簿」を別に作成し、管理して下さい。
→ つまり誰が見ても、適正に交付金が管理されているとはっきり分かるような管理を。

- 13 河川、国・県・市道、JRなど管理者が決められる施設の法面の草刈りについて
基本的に管理者が行うのが大前提。しかし、病虫害の発生など、地域環境に多大な影響を
与える場合等は、対象農地への活動と一体的に実施することは可能。
※ただし活動の実施にあたっては、管理者の了承を得てからの活動とされたい。

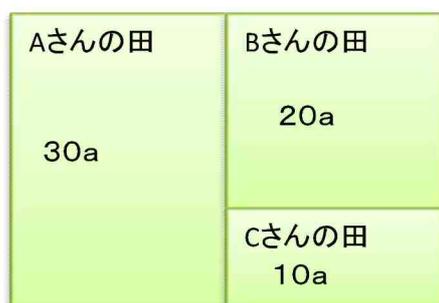
14 草刈りについて

面積割、延長割による草刈りの日当支払については認めていません。

あくまで活動への従事時間による日当支払いとして下さい。

ただし、畦畔の草刈りを一定期間内で個別に取り組む等の際は、構成員の合意のもとで、
農地面積あたりの従事時間を決定し、それに基づき支払うことも可能です。

(活動記録、日報の整理は必要)



各所有者それぞれで実施する場合
例えば10aあたりの従事時間を決定。
それに単価を乗じて日当を算出する。
といった日当管理も可能と言うことです。
作業環境(傾斜がきつい)等による時間考慮
を行う場合は組織内で決定すること。

- 15 神社、公園等の草刈りについては、農用地等の活動対象農地と一体となって保全されることが
多面的機能の維持・発揮に繋がると判断される場合は取り組む事も可能。

- 16 写真について 同じ写真の活用は不可(例:活動日が違うのに同じ写真を添付)

- 17 通帳と金銭出納簿の額が一致すること。

注)経理事務指導等で通帳を確認します。

- 18 他の事業等と区分して経理が行われていること

資源向上(長寿命化)に取り組んでいる組織や、自治会の会計と本交付金の会計を併任して
いる等の場合、混在させずにしっかりと区分して経理を行いましょう。

- 19 支出の費目は、日当、購入・リース費、委託費、その他です。

※活動実施の支出において、日当と購入・リース費を分けるようにしてください。

- 20 領収書の宛名は個人ではなく、組織名となっているか。

- 21 日当支払いの領収書(参加者名簿等)に参加者の押印又はサインがあるか。

※団体への支払を、団体の代表者等へ一括して行う際は、代表からの領収書と支払額の
根拠となるもの(参加者氏名、活動時間、単価など)が必要となります。

- 22 借入金に関する証拠書類を整理すること。

23 資源向上(共同)の「多面的機能の増進を図る活動」における祭事等

① 使途対象にすることが出来る祭事等について

- ・「農業」に由来する技術、行事の継承(伝承)を通じた農村コミュニティの強化に資するものであること。
- ・祭事等を多面的機能支払交付金で実施することになった経緯が、単に従来の実施(負担)団体から引き継いだものでないこと。
※「祭事の存続が危ぶまれていたが農村文化を伝承したい」、「昔実施されていたものが復活することが出来た」等が対象

② 使途対象とすることが出来る費用について

- ・祭事等の運営・準備を行った構成員への日当等。
- ・祭事等の運営・準備を行う為の物品・消耗品等の購入費等。
- ・祭事等の運営・準備を行う為の会場の借用料等。
※祭事等に必要のない神社等に関わる物品・消耗品、会場の修繕等は対象外。

③ 祭事等を使途対象とした場合の説明資料の作成について

【別紙1】の記載例1, 2を参考に、祭事等の目的や多面的機能支払交付金で実施することになった経緯を活動組織にまとめさせること。(様式任意)

※対外的に説明出来るように、作成した資料は日報等と併せて説明資料として保管

24 土地改良区の役割

- 土地改良区の負担軽減につながるものであるから、取組を積極的に支援頂きたい。
- 土地改良区が担う土地改良施設の維持管理と密接に関係することから、活動組織と連携して取り組むことが適切と考える。
- 施設の管理者として組織に参画するほか、専門的な技術力や知見を生かした技術指導、事務等を支援するよう努めて頂きたい。

(1) 組織の設立等に関して

- ① 土地改良区が単独で組織になることはできない。
- ② 土地改良区が組織の構成員になることはできる。
- ③ 土地改良区の範囲が一つの組織、または、広域活動組織になるよう働きかける。
- ④ 土地改良区の管理施設の維持や更新のための、各種事業を詳細に検討する。
- ⑤ 土地改良区の管理施設を組織の活動の対象施設にする場合は、組織との協議、定款変更等を行う。

(2) 組織からの事務受託について

- ① 土地改良区が積極的に事務を受けることを薦める。
- ② 数組織をまとめて広域活動組織(200ha以上)になると、事務を個別に行うよりも事務量が低減される場合がある。

25 活動の継続に向けた事務支援等について

活動組織が、引き続き活動を継続して取り組むことができるよう、市町村及び秋田県多面的機能支援協議会と連携し、組織の広域化や外部委託により事務支援を推進。【別紙2】

ア 組織の広域化

- ・事務負担の軽減や交付金の効率的な活用等を図るため、地域の実情等を考慮しながら、集落・土地改良区・水系単位で組織を広域化。

イ 外部への事務委託

- ・土地改良区エリア内の組織に対して、土地改良区へ事務委託。
- ・土地改良区エリア外の組織や、エリア内であっても土地改良区が事務受託困難な場合、コンサルタント等へ外部委託。

【別紙1】祭事等についての整理表

～記載例1～

〇〇組織

①

日付	令和〇〇年〇〇月〇〇日
祭事名	〇〇祭り
目的	五穀豊穡を祈願する祭事
支出内容	祭事の運営、準備を行った構成員への日当 祭事の運営・準備を行う為の物品・消耗品等の購入費等 ※購入した物が細かく記載されたレシート必要 祭事の運営・準備を行う為の会場の借用料等。

②

日付	令和〇〇年〇〇月〇〇日
祭事名	〇〇収穫祭
目的	農作物の収穫祭
支出内容	収穫祭の運営、準備を行った構成員への日当 収穫祭の運営・準備を行う為の物品・消耗品等の購入費等 ※購入した物が細かく記載されたレシート必要 収穫祭の運営・準備を行う為の会場の借用料等。

□多面的機能支払交付金で実施することになった経緯

農村コミュニティ強化を図る為に、①〇〇祭りと②〇〇収穫祭については、地域で昔から続いている祭事だが、地域住民の人口減少、農業者の減少等により地域で続けていくことが困難な状況になっていた為、地域からの強い要望もありこの事業で引き継いでいくこととなった。

～記載例2～

〇〇組織

①

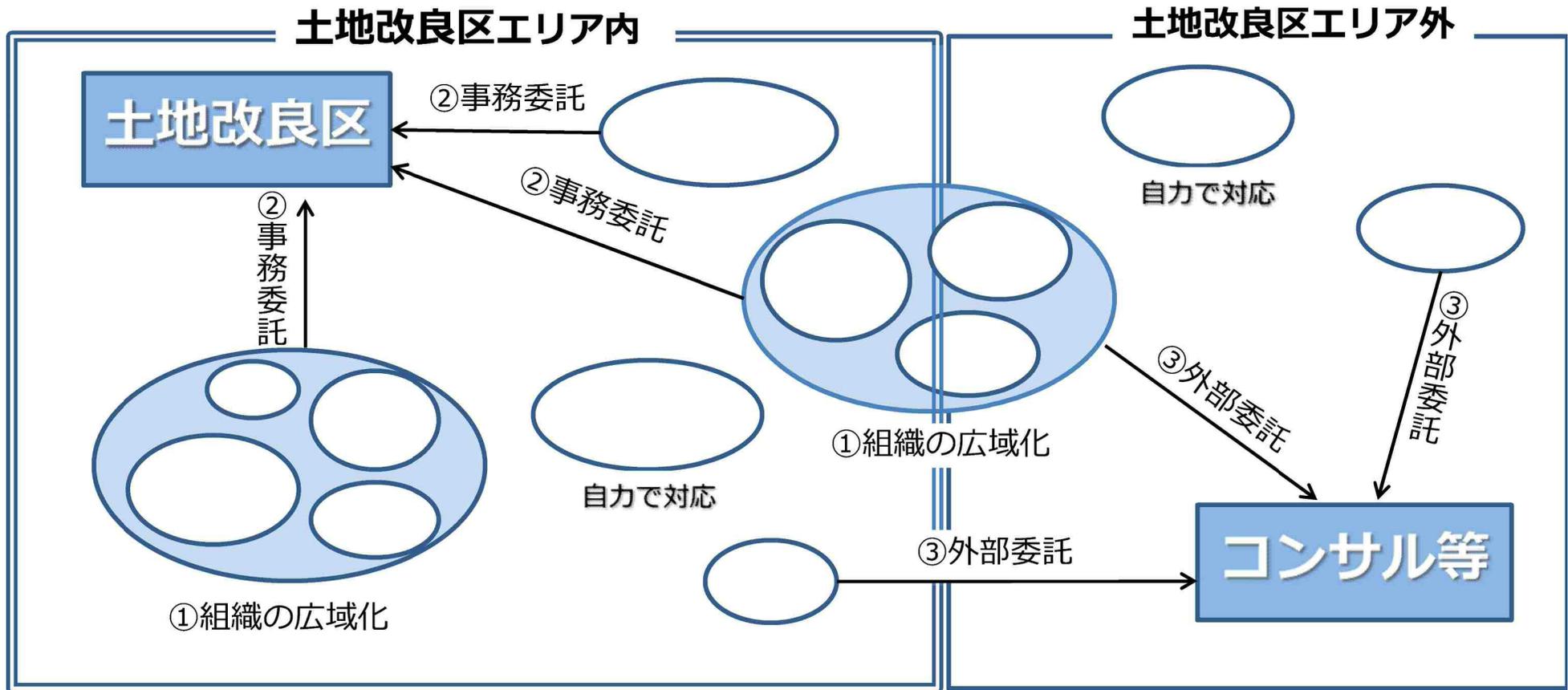
日付	令和〇〇年〇〇月〇〇日
祭事名	地域の伝統芸能「〇〇田植え」
目的	田植えに関する伝統芸能
支出内容	伝統芸能披露にあたり、スタッフ業務を行った構成員の日当 伝統芸能の練習での講師への日当、参加した子供への図書券購入費 伝統芸能の実施に必要な購入品(手ぬぐい、〇〇等)

□多面的機能支払交付金で実施することになった経緯

農村コミュニティ強化を図る為に、①地域の伝統芸能「〇〇田植え」については、〇〇年前から披露されていたが、近年は地域住民の人口減少、農業者の減少等により活動が途絶えていた。しかしながら、地域からの強い要望もありこの事業で復活させることとなった。

多面的機能支払交付金における事務支援体制

凡例 ○ 活動組織



①組織の広域化
事務負担の軽減や交付金の効率的な活用等を図るため、地域の実情等を考慮しながら、集落・土地改良区・水系単位での組織の広域化を進める。

②事務委託
土地改良区エリア内の活動組織に対しては、これまで通り、土地改良区への事務受託を進める。

③外部委託
土地改良区エリア外や、エリア内であっても土地改良区での事務委託が困難な組織について、土地連等への外部委託を検討する。
□委託項目
作業日報、支払調書、金銭出納簿、実施状況報告書、写真整理表、活動記録



高めよう 地域協働の力!

改訂版

多面的機能支払交付金

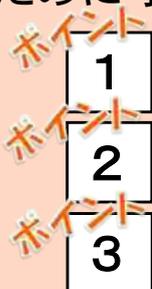
円滑な組織運営のためのポイント



～みんなの合意形成が大事です～

日頃より、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための共同活動に取り組みいただき、ありがとうございます。

このしおりでは、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを説明しています。



1 構成員の合意形成をしっかり行う

2 役員が行う事務はお互いに確認し合う

3 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認

この3つのポイントを守って、地域協働の力を確かなものにしましょう!

役立ち情報

積極的な活動の情報発信



令和元年4月

農林水産省

農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

秋田県農林水産部農山村振興課

1 構成員の合意形成をしっかりと行いましょう

○多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会等で議決し、その内容は、活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

合意形成 3つのポイント

1. 活動内容について毎年度話し合う
2. 話し合いの記録を作る
3. 決まった内容は書面で全員にお知らせ

○複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

(1) 活動組織での合意形成(総会等)

役員間で話し合い、総会等の議事、日時等を決めます。

- ・役員は総会等にはかる事項の資料作成を行います。



構成員全員に総会等の開催を事前に書面でお知らせします。

- ・欠席者からは委任状をもらいます。
- ・構成員に団体が含まれる場合は、団体内の意思決定を行います。



総会等を開催します (毎年度 1 回以上)

成立には構成員の過半数の出席が必要

- ・毎年度の活動計画
- ・毎年度の実施状況報告
- ・収支決算
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答
話し合い

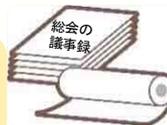


議決



総会等で決まったことなどを議事録 (メモ) にまとめます。

- ・日時、場所、出席者数、議案、決定事項 など



決定事項は説明資料とともに書面で構成員全員及び構成団体内に配布又は回覧し、確実にお知らせします。

- ・欠席者にも必ずお知らせしましょう。



活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に



もし合意形成が不十分だったら...



不透明な運営



トラブル発生

不正や揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の返還になるケースも...

(2) 広域活動組織での合意形成(運営委員会+参加集落等の合意形成)

広域協定運営委員会（各集落、活動組織、団体の代表者で構成）

・全体の活動計画、実施状況、収支決算、会計監査報告、役員の改選や規則の改正などを話し合い、議決します。

運営委員会は、集落等における合意形成が確実に図られたか確認します。

集落等は合意された実施計画や活動報告を、議事録とともに運営委員会に提出します。

運営委員会で決まったことは、議事録にまとめ書面で各集落等に通知するとともに、各集落等内の全員へ周知を依頼します。

A 集落

集落の役員で合意形成を図る事項、開催日時等を決めます。・説明資料の作成も行います。



集落の構成員全員に合意形成のための会合を行うことのお知らせします

合意形成の場（会合）を開催します（毎年度1回以上）
※集落の取り決めに従って合意形成を行います。

過半数の出席

- ・集落での毎年度の実施計画
- ・集落での毎年度の活動報告
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答

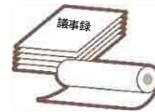
話し合い



決定



合意事項などを議事録（メモ）にまとめます。
・日時、場所、出席者数、議案、合意事項など



- ・合意事項と資料は書面で集落の構成員全員に配布又は回覧でお知らせします。
- ・広域協定運営委員会に議事録と資料を提出します。

広域協定運営委員会で決まった内容は書面で集落の構成員全員に配布又は回覧します。



B 集落

C 組織

左と同じ

左と同じ

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に



もし合意形成が不十分だったら…

不透明な運営



トラブル発生

不正や揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の
返還になる
ケースも…

3

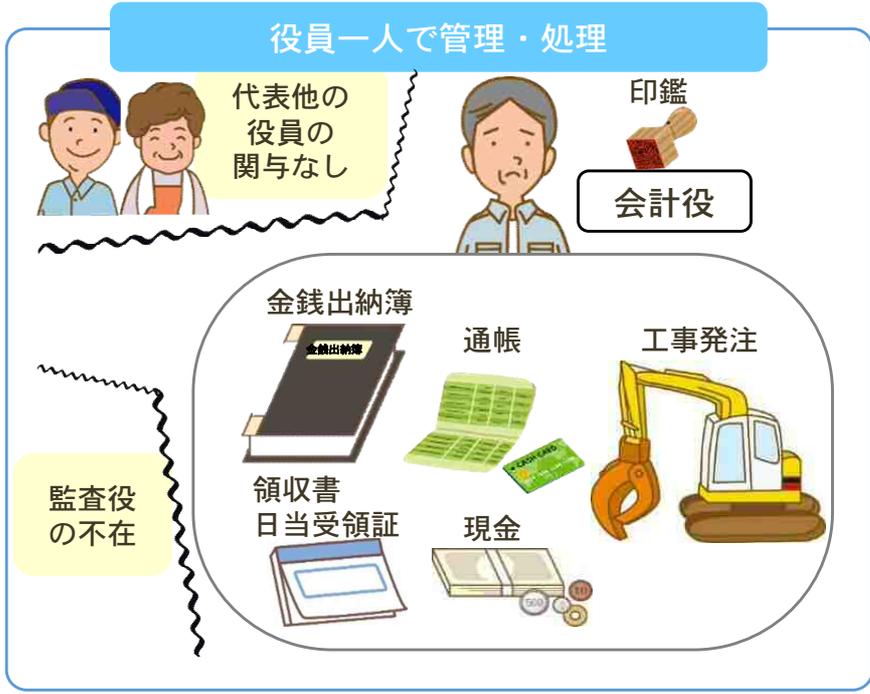


2 役員が行う事務はお互いに確認し合いましょう

- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などは、複数の役員でその内容を確認しましょう。
- 工事発注を行う組織は業者の選定方法等を内規に定め、それを守って対応しましょう。
- 毎年度の決算では、監査役による監査を確実に行いましょう。

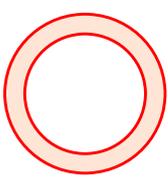


悪い

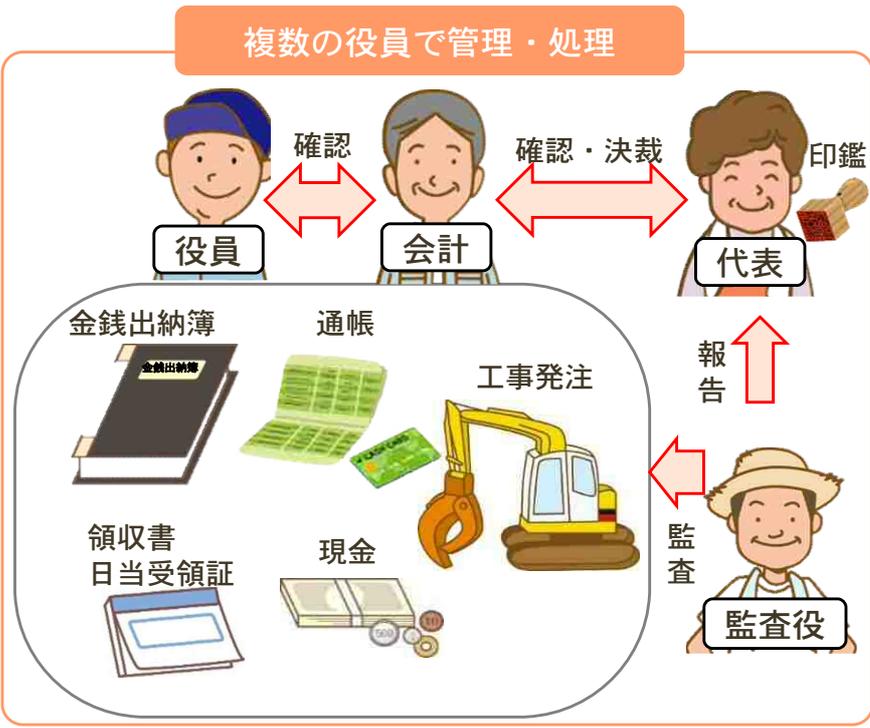


こんなことを招くかも・・・

- ・帳簿や証拠書類の未処理、紛失
 - ・交付金の私的な流用
 - ・業者からの金品の受領
- 最悪の場合
交付金の返還、
刑事罰を受ける
ケースも・・・



良い



役員が行う事務を互いに確認することにより、適切な運営が可能に

※ため池等の施設の点検、草刈り等について、地域の自主的な判断により組織で担いきれない作業を外部に委託して行うことも可能です。委託先や委託料などは複数の役員で確認してください。

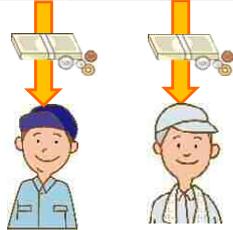
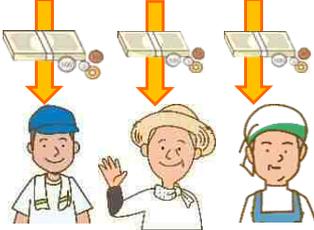


3 日当は活動参加者本人に支払い受領を確認しましょう

- 日当の取扱いについては、活動組織等の構成員間で十分な合意形成を図りましょう。
- 草刈りや泥上げ、補修作業などの労力提供の対価として日当を支払う場合は、活動に参加した本人に支払い、受領を確認しましょう。

日当の取扱いについて、活動組織等の構成員間で合意形成
(ポイント1の場の活用)

対象活動の日当



日当は参加者本人に支払います

日当の受領を確認します

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に

合意形成や本人への支払いが不十分だったら...

- ・不透明な日当の扱い



トラブル発生

- ・日当の目的外使用
- ・揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の返還になるケースも...

日当の受領確認

参加者ごとの活動日、活動内容、時間等と支払額を一覧表にし、参加者本人から受領印又はサインと受領日を記入してもらい、管理しましょう。※

一覧表の例

氏名	日付	内容	時間	支払額	本人の印かサイン	受領日
〇〇〇〇	H29.11.1	農道の砂利入れ	2:00	1,700	☺	12/1

※金融機関への振込により支払う場合、振込受領書によって代えることもできます。

代表者が一括して受け取る場合

代表者が一括して受け取る場合も、一覧表に参加者本人から受領印・サインを記入してもらい、これを(広域)活動組織に提出しましょう。※





- 組織の情報や活動内容を広報誌やSNSなどを活用して組織構成員や地域住民等へ情報発信を行いましょう。
- 組織の情報発信は、構成員の積極的な取組への参加や組織内の合意形成に繋がります。また、非農業者団体等の新たな参画や都市農村交流活動等へ取組の幅を広げるきっかけにもなります。
- 情報を発信する相手や目的に合わせた効果的な発信方法を考えましょう。

広報誌・SNS等での情報発信



ホームページ、SNS、広報誌など



活動内容の発表会、イベント開催時のパネル展示など

【効果的な情報発信】



構成員や地域住民向け
広報誌・地域情報紙・SNSなど
※自ら情報発信



地域外の幅広い範囲の人向け
市町村・都道府県や国のHP・メルマガへの投稿など
※あいのりして情報発信

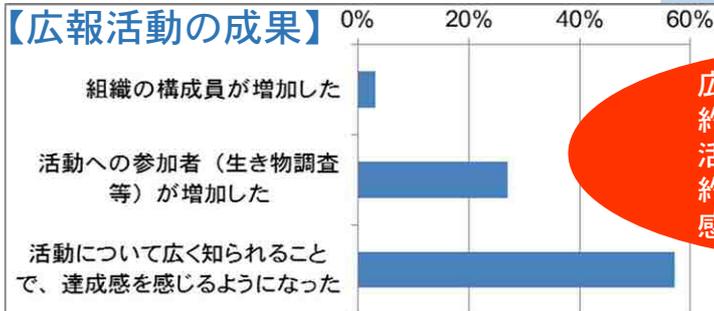


組織構成員

- 活動組織の構成員自身の理解向上
- 地域住民等の活動に対する関心・理解醸成



地域住民等



広報活動を行った組織の約30%の組織で構成員や活動の参加者が増加！
約57%の組織で達成感を感じるようになった！

活動に参加してくれる人が増えたなあ



※広報活動は、平成29年度から新規又は再認定組織において資源向上支払交付金の「多面的機能の増進を図る活動」に取り組む場合は必須

多面ロゴマーク をご活用ください!!
多面的機能支払交付金の活動を広めましょう!

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai/nouson_furusato_hozen/H29/pdf/logo.docx



高めよう 地域協働の力! 6

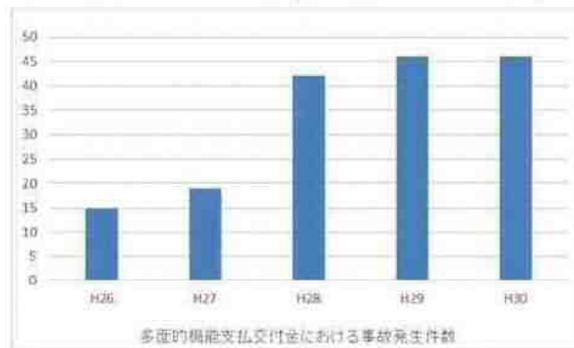
安全管理の徹底について

※当該資料は、活動組織内における、安全管理に係る啓発活動のみの使用としてください。

1 多面的機能支払交付金の共同活動中に発生した事故件数の推移

多面的機能支払交付金の取組の拡大及び活動参加者の高齢化に伴い、共同活動中の事故件数も増加傾向にある。また、H31 年度においてもすでに死亡事故が発生している。

年度 (平成)	事故発生 件数	取組組織数 (参考)
26	15	24,885
27	19	28,145
28	42	29,096
29	46	28,291
30	46	—



2 平成 30 年度に発生した事故の状況

- 平成 30 年度中に多面的機能支払交付金の共同活動中に発生した事故件数は、本省に報告のあったものだけで 46 件に上る。前年度と同様の事故発生件数
- 被災状況を見ると、平成 29 年度は 0 件であった死亡事故が平成 30 年度は 3 件発生しており、重機の不適切な使用やヘルメットの非着用が原因で、死亡事故や重大事故が発生している。
- 草刈り機等への接触による被災（主に創傷）が 14 件や転落・転倒が 20 件で全体の過半数以上と非常に多い。
- 保険に加入せずに行った作業中の事故もいまだに発生している。
(別紙 1・2)

3 今後の対応

上記の状況を踏まえ、共同活動を安全に実施するため、以下のとおり対応すること。

- ① 推進組織や市町村等関係機関は、農林水産省 HP に掲載されている農作業安全対策の情報の活用や農作業安全に係る会議等への参加により情報収集を図り、活動組織向け研修会等様々な機会を捉えて共同活動中の事故防止に向けた「安全対策」の啓発を継続して実施すること。(別紙 3)

特に草刈機の事故防止、労働安全衛生規則に沿った重機の適正使用（第 164 条（主たる用途以外の使用の制限））及びヘルメット着用（第 539 条（保護帽の着用））等安全対策に係る啓発を徹底すること。

<関連資料>

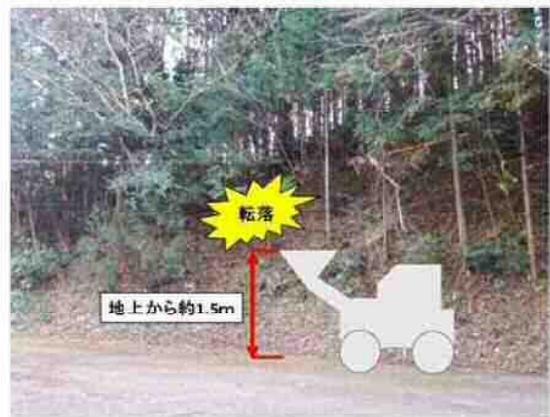
・農林水産省 HP 「農作業安全対策」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html

- ② 事故の発生状況や要因を把握することは、今後の事故防止に向けた対策を講じる上で重要であることから、事故が発生した際には確実に本省まで報告すること。(別紙4)
- ③ 安心して共同活動に取り組めるよう、組織に傷害保険等への加入を徹底すること。

4 事故事例

- ・活動内容：活動区域内における支障木の伐採作業（チェーンソー）
- ・事故概要：支障木の伐採作業において、被災者がタイヤショベル（小型特殊）のバケットに乗り、高さ約1.5mで作業していたところ、誤って転落し頭部を負傷。病院にて「頭蓋骨骨折」の診断を受け、脳死状態となり数日後に死亡。
- ・被災状況：死亡
- ・発生原因：重機の不適切な使用方法、安全対策の不十分、ヘルメットの非着用。
- ・保険関係：加入（治療費などは保険で対応）
- ・現場状況



多面的機能支払交付金の共同活動中に発生した事故の概要(平成30年度)

1. 月別の事故発生件数・割合

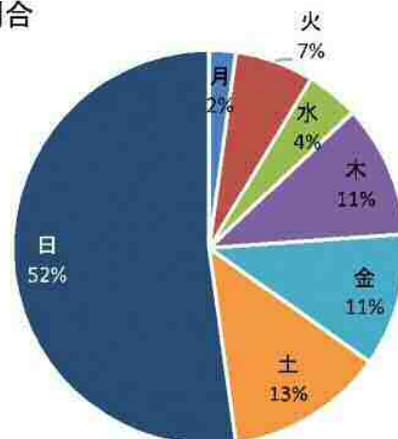
発生月	件数
4月	1
5月	1
6月	6
7月	7
8月	6
9月	6
10月	4
11月	7
12月	2
1月	4
2月	2
3月	0
計	46



- ・ 月別の事故発生件数をみると、6・11月が7件(15%)で最多、次いで6・8・9月が6件(13%)。
- ・ 6～11月の事故発生が多い。

2. 曜日別の事故発生件数・割合

発生曜日	件数
月	1
火	3
水	2
木	5
金	5
土	6
日	24
計	46



- ・ 日曜日の事故が24件と全体の半数以上(52%)を占める。

3. 時刻別の事故発生件数・割合

発生時刻	件数
8時以前	7
8時～10時	18
10時～12時	11
12時～13時	0
13時～15時	3
15時～17時	5
17時以降	2
計	46



- ・ 午前中の事故が36件(78%)と多い。

多面的機能支払交付金の共同活動中に発生した事故の概要(平成30年度)

4. 被災者年齢階層別の事故発生件数・割合

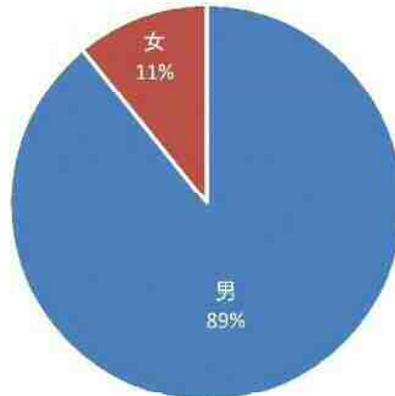
被災者年齢	件数
40歳未満	2
40歳～49歳	0
50歳～59歳	8
60歳～69歳	19
70歳～79歳	14
80歳以上	3
不明	0
計	46



- 被災者の約8割が60歳以上。

5. 被災者性別の事故発生人数・割合

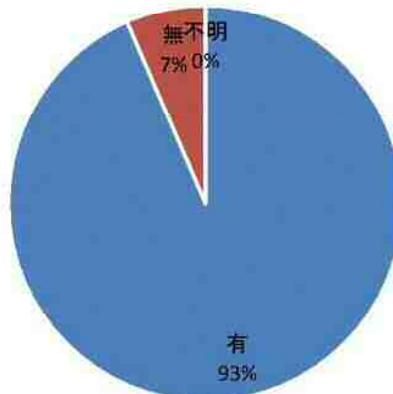
被災者性別	人数
男	41
女	5
計	46



- 被災者の約9割が男性。

6. 保険加入有無別の事故発生件数・割合

保険加入	件数
有	43
無	3
不明	0
計	46

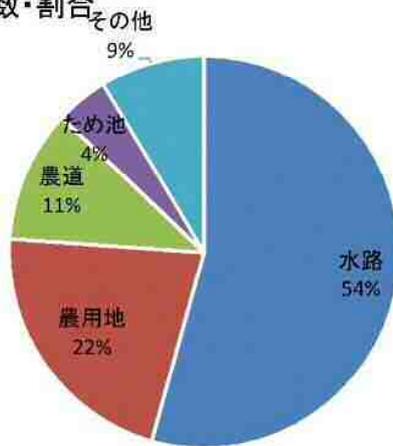


- 保険に加入せずに行った活動中に発生した事故が3件(7%)。

多面的機能支払交付金の共同活動中に発生した事故の概要(平成30年度)

7. 対象施設別の事故発生件数・割合

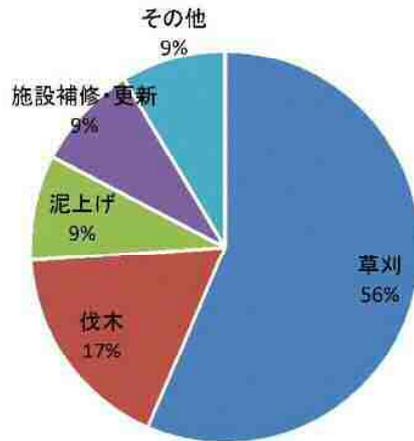
対象施設	件数
水路	25
農用地	10
農道	5
ため池	2
その他	4
計	46



- 対象施設別では、水路が25件(54%)と最も多く、次いで農用地が10件(22%)、農道が5件(11%)、ため池が2件(4%)。
- 「その他」は、施設周辺への植栽活動や鳥獣害防護柵

8. 活動項目別の事故発生件数・割合

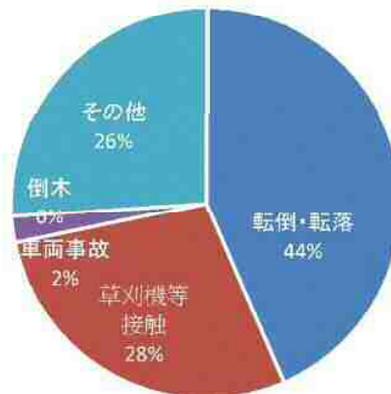
活動項目	件数
草刈	26
伐木	8
泥上げ	4
施設補修・更新	4
その他	4
計	46



- 活動項目別では、草刈時の事故が26件(56%)と最も多く、次いで伐木が8件(17%)、泥上げが4件(9%)、施設補修・更新が4件(9%)。
- 「その他」(9%)の内訳は、重機の移動、会場設営、畦畔焼き、植栽の活動が各1件。

9. 事故要因別の事故発生件数・割合

事故要因	件数
転倒・転落	20
草刈機等接触	14
倒木	0
車両事故	1
その他	11
計	46



- 事故要因別では、転倒・転落によるものが20件(44%)と最も多く、次いで、草刈機等への接触が14件(28%)、車両事故が1件(2%)。
- 「その他」(26%)の内訳は、蜂刺され(3件)、資材等への接触(5件)、燃料引火による火傷(1件)、不明(2件)。

多面的機能支払交付金の共同活動中に発生した事故の概要(平成30年度)

10. 受傷部位別の事故発生件数・割合

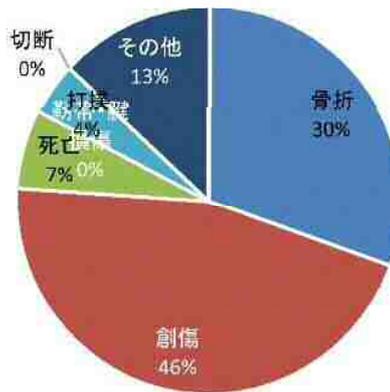
受傷部位	件数
下腿	18
頭顔部	5
上腿	15
腹胸部	3
腰背部	2
その他	3
計	46



- 受傷部位別には、下腿が18件(39%)で最も多く、次いで、上肢15件(33%)、頭顔部5件(11%)、腹胸部3件(6%)、腰背部2件(4%)。
- その他は、蜂刺され(3件)。

11. 被災状況別の事故発生件数・割合

被災状況	件数
骨折	14
創傷	21
死亡	3
靭帯・腱損傷	0
打撲	2
切断	0
その他	6
計	46



- 被災状況別には、創傷が21件(46%)で最も多く、次いで骨折が14件(30%)、打撲2件(2%)。
- 死亡事故が3件(7%)発生
- その他は、蜂刺され(3件)捻挫、火傷、心筋梗塞が各1件。

平成30年度 多面的機能支払交付金の活動中に発生した事故一覧

No.	被災者		活動内容		事故概要	怪我等の状況
	性別	年齢				
1	男	17	水路	泥上げ	水路の泥上げ時、コンクリート蓋を持ち上げようとして、誤って右手の指を挟み、指を4本骨折。	右手の指を骨折
2	男	75	水路	泥上げ	グレーチングを設置しようとして、右手小指を挟み骨折。	右手の小指を骨折
3	男	66	水路	伐木	水路法面の枝きり作業中に誤って、右手の鎌で左手人差し指を裂傷。	左手人差し指裂傷
4	男	78	水路	草刈	水路の草刈り作業中に足を滑らせ、草刈り機が自らの足に接触し創傷。	足を創傷
5	男	68	水路	草刈	水路の草刈り作業中に水路に草刈り機が落下し、刈刃が跳ね上がり腕に接触し創傷。	腕を創傷
6	男	71	水路	草刈	草刈り作業中に誤って水路へ転落し肋骨を骨折。	右脇腹肋骨の骨折
7	男	69	水路	草刈	除草剤散布時、誤って足を取られ転倒し右足を捻挫。	右足を捻挫
8	男	85	農道	草刈	草刈り作業中に誤って、転倒し臀部を骨折	臀部骨折
9	男	75	水路	草刈	草刈り作業中に他の作業者に誤って近づき草刈り機に右足が接触し裂傷。	右足を裂傷
10	女	78	水路	草刈	草刈り作業中に水路の草を上げ、水路から這い上がる際に転倒し、下顎を裂傷。	下顎を裂傷
11	男	55	水路	草刈	草刈り作業中に誤って、刈刃が左足親指に接触し創傷。	左足親指を裂傷
12	男	70	水路	草刈	水路の草刈り作業中に構成員の加害者男性が、水路を跨ごうとしたところ、足を滑らせてバランスを崩し、近くにいた被害者のふくらはぎに刈刃が接触し裂傷。	ふくらはぎ裂傷
13	男	60	水路	草刈	水路の草刈り作業中に、被災者が他の作業者の前に飛び出し、刈刃が足の甲に接触し裂傷。	足の甲の裂傷
14	女	57	水路	草刈	水路の草刈り作業中に誤って側溝の畦から転落し骨折。	腰椎圧迫骨折
15	男	59	水路	草刈	草刈り作業中に、意識朦朧となり帰宅したが、気分が優れず病院を受診、心筋梗塞と診断。	心筋梗塞
16	女	77	その他	草刈	草刈作業中に蜂に刺された。	蜂刺され
17	男	68	農道	草刈	草刈り作業中、草むらの中の蜂の巣に気づかず、蜂に手を刺された。	蜂刺され
18	男	69	農用地	草刈	草刈作業中、エンジンを停止せずに刈刃の刈草を取ろうとし誤って右手人差し指を裂傷。	右手人差し指の裂傷
19	男	54	農用地	草刈	草刈り後の集草作業中、停車中のトラックから転落し肋骨を骨折。	肋骨骨折
20	男	80	水路	草刈	草刈り作業中、作業者に近づき刈刃に接触し裂傷。	右足のすねを裂傷
21	男	66	農道	施設補修・更新	農道敷砂利の作業中、ダンブから降りた際に、右足を側溝に突っ込み転倒し右足皿骨折。	右足皿骨折
22	男	68	農用地	草刈	草刈作業中、草刈機が切株に接触し、中から出てきた蜂に刺された。	蜂刺され
23	女	76	水路	草刈	草刈り作業中、足を滑らせて水路へ転倒。胸椎、胸骨、右手首の骨折	複数箇所を骨折
24	男	56	水路	草刈	草刈作業中、刃に巻き付いた草を取り除こうとした際に、刃が完全に停止していなかったため、左手甲を創傷。	左手甲創傷
25	男	66	農道	草刈	草刈作業中、刃に巻き付いた草を取り除こうとした際に、刃が完全に停止していなかったため、左手小指を創傷	左手小指創傷

26	男	78	水路	その他	水路の泥上げ作業の事前準備として、前日に重機を移動させていたところ、市道から田へ降りる際に足場にする鉄矢板を吊ったまま移動したため、バランスを崩し、転倒、重機の下敷きになり死亡。	死亡
27	男	68	農用地	伐木	農地周りの高所での剪定作業中に切った枝がハンゴに接触し、その衝撃でバランスを崩し、沢の斜面に落下し首の骨折。	首の骨折
28	男	73	水路	伐木	木の剪定作業中に、自己の方向に落下してきた剪定枝をよけた時に足を滑らせ約3m下の水路に転落し頭部を強打・裂傷。	頭部の裂傷
29	男	67	農用地	草刈	草刈作業中にアイドリング中の刈り機(バックホウアタッチメント式)に誤って接触し左足膝下を裂傷。	左足の裂傷
30	男	72	水路	泥上げ	水路の泥上げ作業中、側溝のコンクリート蓋を外そうとした際に誤って落とし、左足の指を骨折・裂傷。	左足指の骨折・裂傷
31	男	68	農用地	草刈	散布機械を用いて除草作業中にバランスを崩し水路へ転落し、額裂傷及び右足首の捻挫。	額の裂傷、右足首の捻挫
32	男	81	その他	その他	組織が開催するイベントで会場設営作業時にコンパネを移動させる際に誤って手の甲にコンパネを落とし負傷。	右手の甲の負傷
33	男	59	水路	泥上げ	水路の泥上げ作業中に、足を滑らせて水路へ転落し右足を骨折。	右足の骨折
34	男	69	水路	施設補修・更新	施設の修繕作業中、サンダーを使用していたが操作を誤り接触し右足を裂傷	右足甲の裂傷
35	男	68	農用地	伐木	農道脇の木の伐採作業中に誤って法面から転落し頭を強打し意識を失う。	頭部の打撲
36	男	57	水路	施設補修・更新	揚水機に接続している吸水管を引き上げた際にロープが切れて落下した吸水管が足に接触し右足小指骨折。	右足小指の骨折
37	女	63	その他	その他	用水路のグレーチングとU字溝との間の隙間に足を挟み、裂傷。	足の裂傷
38	男	60	農道	伐木	木の剪定作業中に脚立を支えていた人が手を離れたところバランスを崩し転落、右踵骨折。	右踵骨折
39	男	69	農用地	伐木	重機のバケット部に乗って、木の剪定作業中に誤って転落し、頭蓋骨骨折、その後死亡。	頭蓋骨骨折、死亡
40	男	74	その他	草刈	鳥獣害防柵周辺の草刈り作業中に刃が防護柵に接触し、掛けた破片が目に入り損傷。	目の損傷
41	男	59	農用地	その他	畦焼き作業中に着火機から灯油が漏れて衣服に引火し火傷	火傷
42	男	79	水路	施設補修・更新	直営施工(排水フリーム敷設工事)法面を歩行したところ、誤って転倒し打撲	右肘の打撲
43	男	70	ため池	伐木	ため池法面の伐木作業中に誤って鉈で自身の右足太もも下部を接触し裂傷	右足太ももの裂傷
44	男	28	水路	草刈	水路法面の草刈り作業中に足を滑らせて水路に転倒	右脛裂傷
45	男	68	農用地	草刈	農地法面の草刈り、草焼き作業中に被災者の姿が見えなくなりそうとしたところ、農地法面の反対側にある河川で死亡しているのを発見された。	死亡
46	男	64	ため池	伐木	ため池の竹伐採中に、誤って転倒し右あばら骨折と右足首の捻挫	右あばらの骨折、右足首の捻挫



高めよう 地域協働の力!

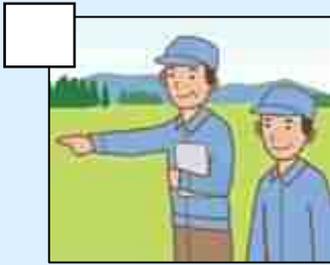
別紙 3

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

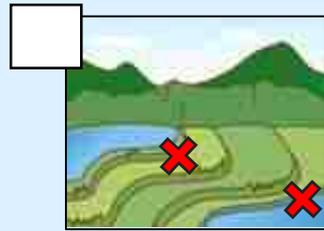
共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト

事前
チエック



活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。



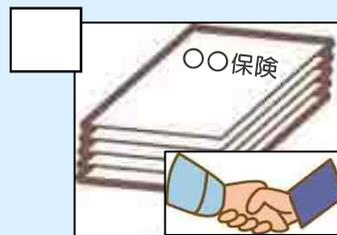
危険な箇所については、
テープ等で印を付れたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練
度等を考慮して作業計画(分
担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作
方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入り
ましたか。

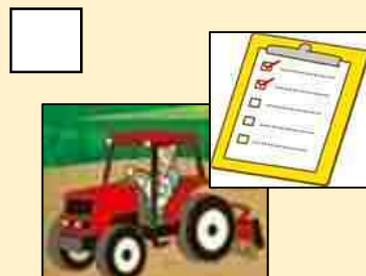


緊急連絡表は作成しまし
たか。

当日
チエック



参加者に危険な箇所の説明
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯
はしましたか。

活動前日までに、現地の下見、打合せ、 緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行い、**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、狭小地、急流の水路、危険物、危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - ・ 最寄りの医療機関（複数）
 - ・ ご家族の連絡先
 - ・ 保険会社



活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

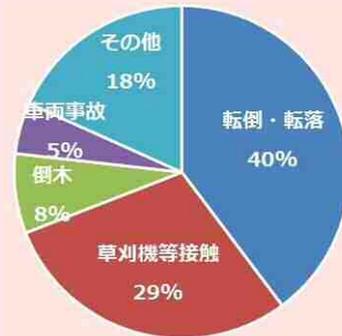
活動に当たっては、参加者一人一人が事故 防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましょ。
- **声かけ**をしましょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようにしましょう。

■ 事故の傾向（平成24年度～平成30年度の発生状況）

平成24年度から平成30年度に181件の事故が農林水産省に報告されています。発生原因では、転倒・転落（40%）及び草刈機等の接触（29%）で過半数を占めています。

また、樹木の伐採を行う場合や重機を用いる場合は、重大な事故につながる恐れがありますので、特に注意が必要です。



事故原因の内訳 (%)

活動中の事故は、草刈りや雑木伐採時、車両等機械操作中に多く発生しています

草刈作業中の留意点

1. 防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋などを着用しましょう。

2. 障害物の除去等

- ・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。

3. 草刈機の点検・整備

- ・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
- ・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。

4. 草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3m以上離れましょう。
- ・作業を中断する際や移動する際には、エンジンを切って刃の回転が止まってからにしましょう。

5. 作業間隔の確保

- ・複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

6. 休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。

7. 草刈業者への合図

- ・草刈機は騒音が大きいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



■ 事故の例



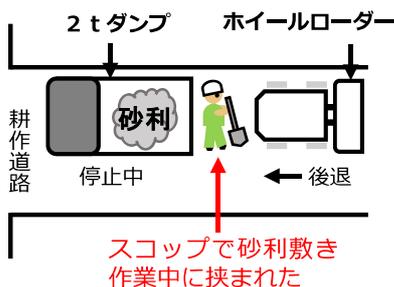
(法面の草刈り)

- ・活動項目：水路の草刈り
- ・作業内容：水路法面の草刈り作業
- ・事故概要：水路法面を上部から下部方向へ向かって草刈り作業中、土砂混じりの地面に足を滑らせ、草刈機の刃が自らの足へ接触。
- ・被災状況：足の裂傷（全治3週間）
- ・発生原因：安全な作業方法の周知不足（作業環境の不備）。



(雑木の伐採)

- ・活動項目：水路の草刈り
- ・作業内容：雑木の伐採・除去作業
- ・事故概要：単独で水路横の直径約30cmの雑木をチェーンソーで伐採中、作業面反対側への切り込みを行わなかったために雑木が地上2m付近で破断し、頭部を直撃したものと推定。
- ・被災状況：重体の後、死亡
- ・発生原因：ヘルメットの非着用。安全な作業方法（作業面反対側への切り込み）の周知不足。



(路面の維持)

- ・活動項目：農道-施設の適正管理
- ・作業内容：路面の維持（砂利敷き作業）
- ・事故概要：スコップでの砂利撒き出し作業中、後退してきた小型特殊自動車ホイールローダーと停止中の2 t ダンプトラックとの間に挟まれた。
- ・被災状況：死亡（内臓損傷）
- ・発生原因：安全な作業方法の周知不足。組織内での安全管理に係る取り決めの周知不足。



(雑木の伐採)

- ・活動項目：農道の草刈り
- ・作業内容：雑木の伐採・除去作業
- ・事故概要：タイヤショベルのバケットに乗り、高さ約1.5mで伐採作業中、誤って転落し頭部を負傷。
- ・被災状況：死亡（頭がい骨骨折）
- ・発生原因：重機の不適切な使用方法、ヘルメットの非着用。

農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

◎お問い合わせは、各都道府県推進組織又は地方農政局農村振興部農地整備課へお願いいたします。

※本交付金は農林水産省の補助事業です。

平成〇〇年〇月〇〇日

事故報告書

〇〇農政局農村振興部農地整備課長 殿

〇〇県〇〇課長

県内の〇〇市の多面的機能支払交付金対象組織において事故が発生しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 組織名 〇〇活動組織（活動期間：平成〇〇年～平成〇〇）
- 2 組織所在地 〇〇県〇〇市〇〇
- 3 対象施設 水路
- 4 活動内容 草刈
- 5 被災者 〇〇 〇〇（性別 男）〇〇歳 構成員
- 6 被災場所 〇〇県〇〇市〇〇（活動区域内）
- 7 被災日時 平成〇年〇月〇〇日（土）午前〇時〇〇分頃
- 8 保険加入 有
- 9 事故の状況
 - 水路の草刈作業時、誤って側溝に転落し、右足靭帯を損傷した。
 - 事故後、自家用車で病院に向かい診断を受け、全治1ヶ月の診断。
 - 治療は組織が加入している保険で対応。（※ 被災要因、受傷部位、受傷程度、入院・通院の別、全治期間等が分かるように記載。）
- 10 事故後の措置状況等
【救急車要請】 無

【警察署】 届出無
【請負者】 無
【マスコミ取材、新聞掲載、テレビ報道等】 無

11 事故後の対応等

【事故の発生要因】

- ・ 事前の作業場所の危険箇所の確認及び作業時の周囲の状況確認を行わずに作業を行ったため。

【事故後の組織の対応】

- ・ 責任者は事前に作業場所の下見を行い作業環境の確認を行い作業者に周知する。
- ・ 作業者は周囲の状況を十分に確認しながら作業を行う。

【事故後の県（又は推進組織）及び市町村の対応】

（市の対応）

本事故の発生を受け、市内全組織に対し、以下内容の注意喚起文書を発出。

- ・ ○○すること。
- ・ ○○すること。

（県（又は推進組織）の対応）

- ・ 本事故の発生を受け、平成○○年○月○○日付け事務連絡により、市町村を通じて活動組織に注意喚起を行った。
- ・ 今後も活動組織向けの会議等の場を活用して注意喚起を行う予定。

12 その他

- ・ ○○○。（必要に応じて記載）

本省に報告する際には、以下の例に倣って、メール本文内に事故概要を記載いただくようお願いいたします。

（例）

□ ○○県○○市 ○○活動組織

作業内容 水路の草刈

被災者 ○○歳男性 構成員

被災日時 平成29年○月○日 ○時

事故状況 水路の草刈作業時、誤って側溝に転落し、右足靭帯を損傷

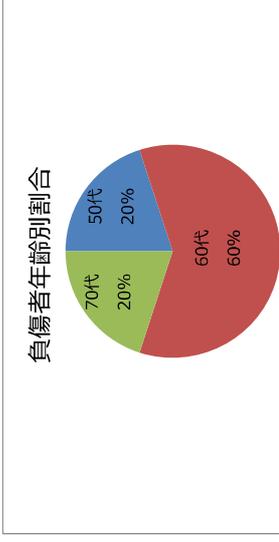
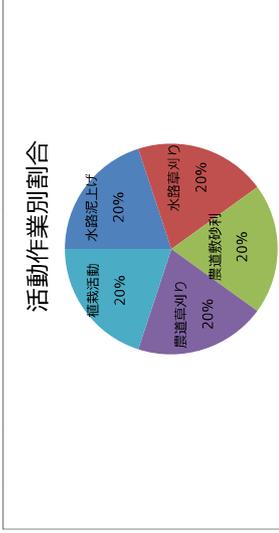
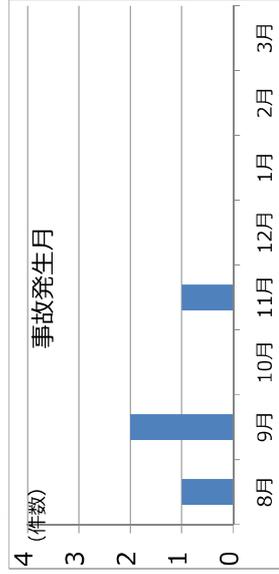
保険の加入 有

マスコミ取材等 無

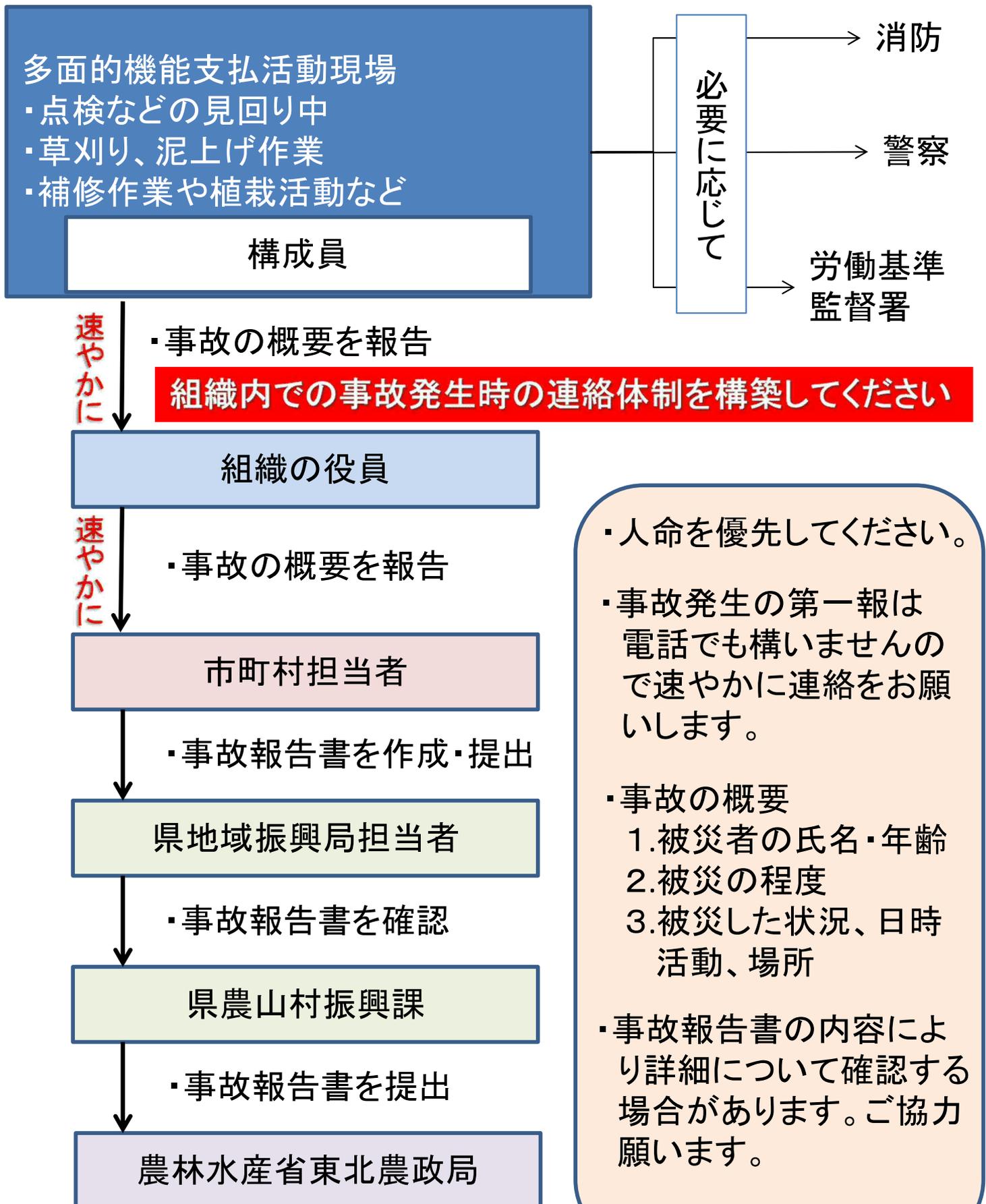
平成30年度秋田県内の事故状況について

【多面的機能支払交付金】平成30年度 秋田県における作業事故履歴

No.	事故発生日	事故報告日	管内	性別	年齢	活動	負傷の程度	事故内容	保険
1	H30.8.31	H30.9.13	北秋田地域振興局	男	66	農地維持 農道敷砂利	右膝蓋骨開放骨折 全治1ヶ月	農道敷砂利作業中に車から降りた際、側溝に右足を突っ込んだ。	済
2	H30.9.8	H30.12.27	山本地域振興局	女	76	農地維持 水路草刈り	胸椎、胸骨、右橈骨骨折 全治1ヶ月	水路の草刈り作業中、足を滑らせ水路内に転倒。	済
3	H30.9.12	H30.10.12	雄勝地域振興局	男	66	農地維持 農道草刈り	左小指末節解放骨折	農道水路の草刈り作業中、草刈り機に草が絡まり、除去しようとした際に受傷する。	済
4	H30.11.4	H30.11.6	雄勝地域振興局	男	59	農地維持 水路泥上げ	右足骨折	水路の泥上げ作業中、足を滑らせ水路へ落下し、右足を骨折。	済
5	H30.11.18	H30.12.6	仙北地域振興局	女	63	資源向上（共同） 植栽活動	ふくらはぎ裂傷 全治1週間	花植栽箇所の片付け作業中、用水路脇のグレーチングとU字溝との間のすきまに足を挟んだ。	無



多面的機能支払事故報告フロー



事故報告様式（活動組織用）【第 報】

組織名					
対象施設		農地	水路	農道	ため池
活動内容					
被災者情報	名前				
	性別	男	女		
	年齢	歳			
被災場所					
被災日時		令和	年	月	日（ ）曜日 時 分頃
保険加入		有	無		
事故の状況					
事故後の措置状況等	救急車要請	有	無		
	警察署届出	有	無		
	請負者	有	無		
	マスコミ取材等	有	無		
事故の発生要因					



農 振 — 356

令和元年7月22日

各市町村多面的機能支払所管課長 様

秋田県農林水産部農山村振興課長

(公 印 省 略)

**多面的機能支払交付金に係る活動における安全管理の徹底について
(草刈事故注意報発令)**

多面的機能支払交付金に係る活動については、安全面に細心の注意を払いながら取り組んでいることと思いますが、令和元年7月20日に北秋田管内において、草刈中の死亡事故が発生してしまいました。

今年度4件目(死亡1件)となり、事態を深刻に受け止め、類似した事故が今後も発生することも考えられることから「草刈事故注意報」を発令しますので、下記留意点について、更なる安全管理の徹底と傷害保険への加入促進について、改めて活動組織に対して指導を徹底していただくようお願いいたします。

また、東北管内においても、活動の活発化に伴い、草刈中の事故が多発しており、東北農政局多面的機能支払推進室長から、「共同活動の安全のしおり」に示されている「草刈作業中の留意点」の周知徹底を指導されているところですので、併せてお願いいたします。

なお、今回の対応は、緊急に各活動組織まで周知いただいたことを確認するため、対応後は、各地域振興局担当に、周知完了報告をお願いいたします。

記

【草刈作業中の留意点】

- ① 防護の徹底（ヘルメット、防護メガネ、手袋の着用）
- ② 障害物の除去等（事前に草刈り範囲の空き缶、石、木片の有無確認、除去）
- ③ 草刈り機の点検・整備
- ④ 草刈り機の安全な使用（安全な使用方法を習得した者が行うなど）
- ⑤ 作業間隔の確保（作業間隔は15mほどを確保）
- ⑥ 休憩の確保（熱中症の対策も含め）
- ⑦ 草刈り作業員への合図

【参考】

- ・共同活動の安全のしおり

担当

地域環境保全班 鈴木、佐々木

電話 018-860-1853

活動組織名